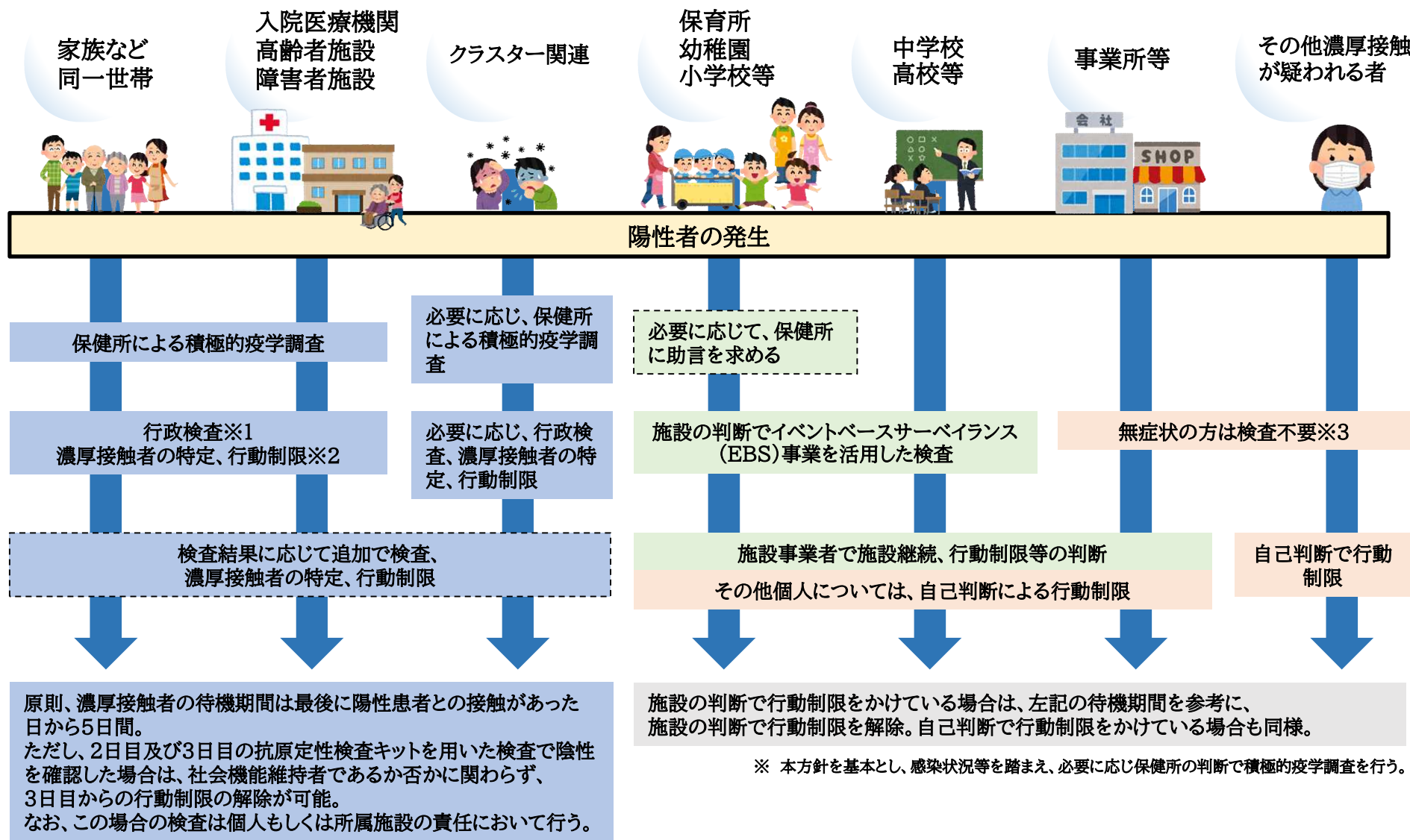


県内における新型コロナウイルス感染症患者が発生した施設種別ごとの検査・調査について

(令和4年3月28日から実施)

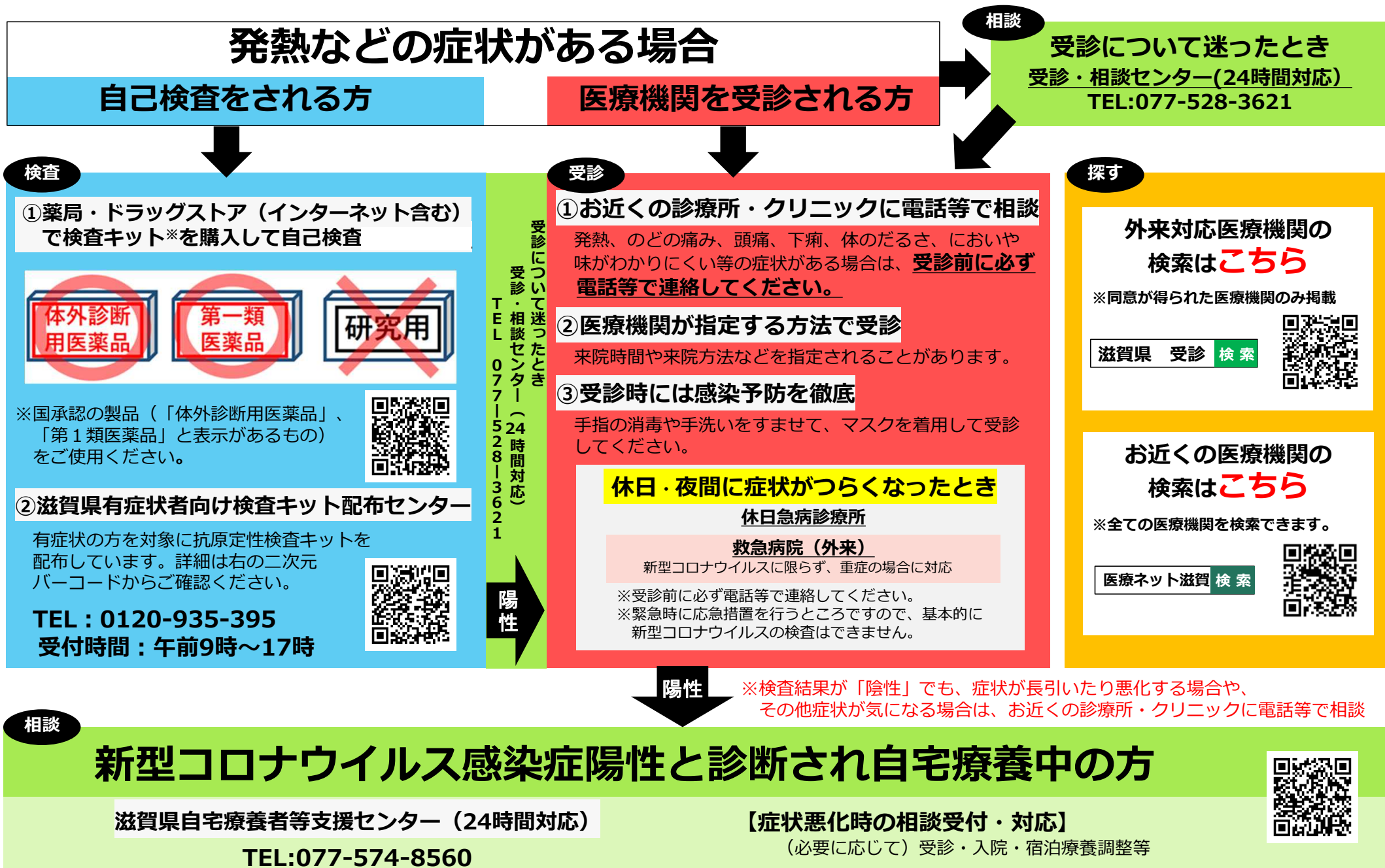


※1 高齢者施設や障害者施設においては、施設の判断でイベントベースサーベイランス(EBS)事業を活用した検査も可能

※2 濃厚接触者となった医療機関や高齢者施設等の従事者は、待機期間中においても一定条件の下、毎日の検査による陰性確認によって業務可能(一定条件については、別途事務連絡参照)

※3 発熱などの症状がある方は、医療機関を受診。検査を希望される場合は、検査キット配布・陽性者登録センターへ申込。

発熱などの症状がある方の相談・受診・自己検査について



PCR等検査無料化事業の概要について

1. ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

「ワクチン・検査パッケージ制度」(※)および感染状況に関わらず民間事業者が陰性の検査結果等を提示した方に対し割引や追加的なサービスを提供する等の自主的な取組に必要な検査を無料化

(対象者)

次に該当する無症状者

- ワクチン・検査パッケージ制度または対象者全員検査および飲食、イベント、旅行・帰省等の活動のため、検査の陰性証明が必要な方

(県外住民含む。)

(実施期間)

休止中

※国の判断により大型連休等で再開の可能性あり。

(検査実施事業者)

- 医療機関、薬局等のうち県において検査実施事業者として登録された者
- ワクチン検査パッケージ等登録事業者のうち県において検査実施事業者として登録された者

2. 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染拡大傾向時において、感染不安を感じる無症状者の県民に対し、知事が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき検査受検を要請し、これに応じて受検される検査を無料化

(対象者)

次に該当する無症状者

- 感染不安を感じる県民

(滋賀県在住者。ワクチン接種、未接種を問わない。)

(実施期間)

感染拡大の傾向が見られる場合に、知事が必要と認める期間

※令和3年12月29日～令和4年6月15日(終了)

令和4年7月13日(再開)～**当面令和5年3月31日まで実施**

(検査実施事業者)

- 医療機関、薬局等のうち県において検査実施事業者として登録された者

※ 「ワクチン・検査パッケージ制度」

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など、感染拡大期において課される様々な行動制限を緩和できる方策として導入された制度で、飲食店や、イベント主催者等の事業者が、入店時等のワクチン接種歴または検査結果が陰性のいずれかを確認するもの。現在は行動制限等がないため実施していない。

新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業 概要

○目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障害者施設等において体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づき（以下、「イベント」という。）をもとに早期に検査を行う、いわゆるイベントベースサーベイランス（EBS）を実施する

○実施期間

令和5年4月1日～令和5年5月7日

○対象者

県内の高齢者施設、障害者施設、学校、幼稚園、保育関連施設に属する施設職員、利用者、児童、生徒、園児

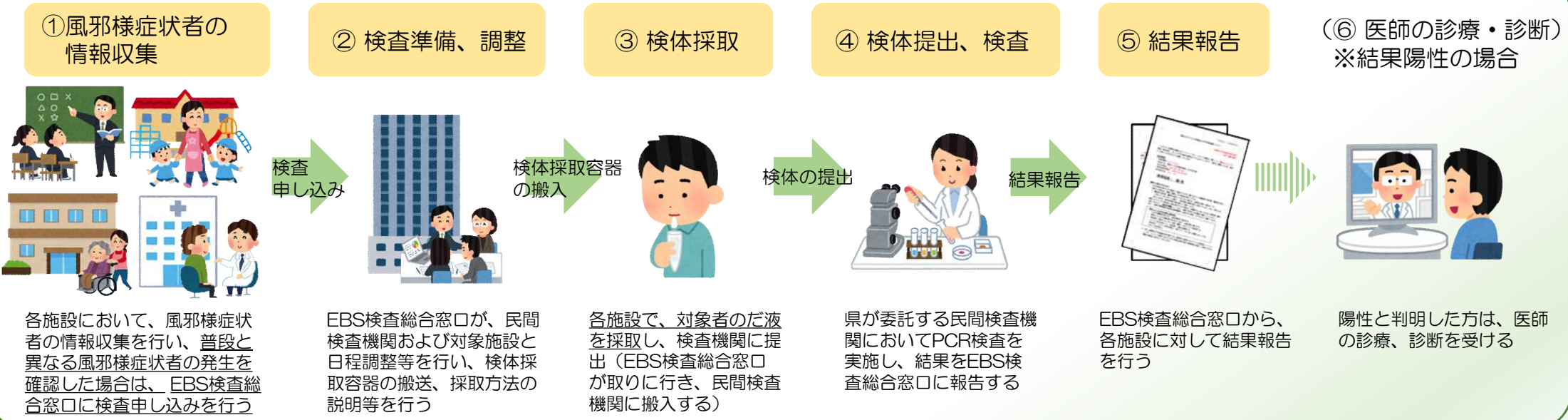
○検査基準

以下に示す指標を参考に、各施設が普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合、該当するフロアやクラスを単位として広く検査を実施

1. 高齢者施設、障害者施設の場合は、職員、利用者において、風邪様症状者（37.5度以上の発熱または上気道炎（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳））がユニット単位で直近7日間に2名以上、またはフロア単位で直近7日間に1割以上のいずれかに該当する場合
2. 学校、幼稚園、保育関連施設の場合は、学校サーベイランスシステムにおいて、風邪症状者のアラートが表示された場合、または風邪様症状者がクラス単位で1日に2割以上のいずれかに該当する場合

なお、県が別途通知する場合においては、ユニットやフロア、クラス単位で1人以上の風邪様症状者（陽性者を含む）を確認した場合を検査指標とする（令和5年4月1日以降も本取り扱いを継続）。

○検査の流れ



新型コロナウイルス感染症患者の発生について (令和5年5月8日16時00分現在)

新たに県内で42名の新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。
 これまでの県内の発生患者の累計は376,546名となります。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正により、令和4年9月26日より全国一律で発生届の対象を限定する
 取り扱いが適用されました。本県においても、令和4年9月12日付け 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「Withコロナの新たな
 段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」に基づき、9月26日より運用を開始し、9月27日より公表資料の記載内容を変更しております。
 (医療機関および検査キット配布・陽性者登録センターからの報告に基づき、日ごとの患者の総数および日ごとの患者の年代別の総数を公表いたします。
 なお、報告方法が変更されたことに伴い、居住地ごとの集計・自宅療養者数の集計は廃止しております。)

1. 本日確認された陽性患者の状況

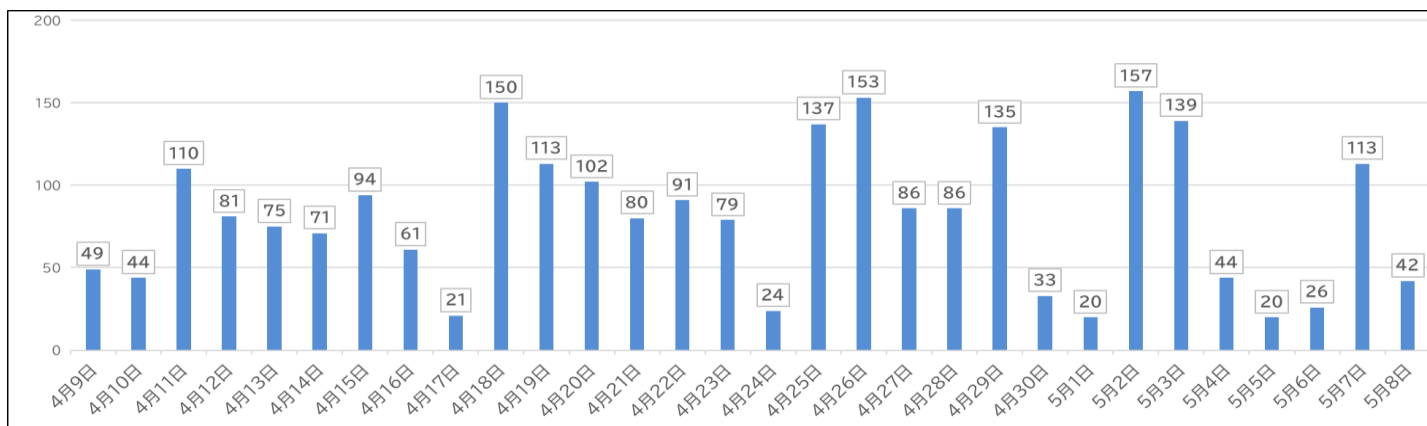
	10歳未満			10代	20代	30代	40代	50代	60代		70代	80代	90歳以上	合計
	0歳	1~4歳	5~9歳						60~64歳	65~69歳				
総数	0	3	2	4	6	8	5	4	7	1	0	2	0	42
①	0	3	2	4	5	8	4	4	7	1	0	2	0	40
②	0	0	0	0	1	0	1	0	0					2

- ① 医療機関で診断した新型コロナウイルス感染症患者数
- ② 検査キット配布・陽性者登録センターで登録した新型コロナウイルス感染症患者数

2. 現在の各指標の状況

現時点の確保病床の占有率※1	7.3%	※1現時点の確保病床の数、371床に対する割合
最大確保病床の占有率(レベル判断指標)※2	5.5%	※2最大確保病床数(ピーク時に確保予定である病床数)、491床に対する割合
うち重症者用病床の最大確保病床の占有率(レベル判断指標)※3	0.0%	※3最大確保病床数(ピーク時に確保予定である病床数)、52床に対する割合
直近1週間における人口10万人当たりの新規報告数	38.3人	
直近1週間と先週1週間の陽性者数の比較※4	少ない	※4直近一週間の陽性者数が先週一週間に比較して多いか少ないか

3. 公表日別流行曲線



4. 県内病床の状況

	病床数	入院者数			空床数
		県内発生	内、重症者数	その他	
総数	371	27	26	0	344
前日比	0	▲ 1	▲ 1	0	1

現在の入院患者(県内発生)の年代・症状

年代	症状			合計
	軽症	中等症	重症※	
10歳未満	0	0	0	0
10代	0	0	0	0
20代	1	0	0	1
30代	3	0	0	3
40代	0	1	0	1
50代	0	1	0	1
60代	3	0	0	3
70代	2	1	0	3
80代	3	9	0	12
90歳以上	1	1	0	2
合計	13	13	0	26

※重症:ICUに入室または人工呼吸器・ECMO(体外式膜型人工肺)が必要

5. 県内宿泊療養施設の状況

	宿泊療養 部屋数	療養者数		その他	空数
		県内発生	県外発生		
総数	309	7	0	8	294
前日比	0	▲ 1	▲ 1	0	1

6. PCR等検査陽性率・検査数

直近1週間のPCR等陽性率※	21.0%	※報告受領件数(抗原検査を含む)に基づく陽性率 自己検査・無料検査は含まれません。
PCR等検査数(直近1週間分)	2,090件	

	検査数 (PCRおよび抗原検査の総数)
累計	1,418,976件
前日比	34件

7. クラスターの発生状況について(過去1週間)

クラスター名	発生市町	累計	公表日
介護関連事業所507	大津市	6人	5月7日

8. 本日確認された陽性患者の死亡について

本日、お亡くなりになった方の公表はありません。

お亡くなりになった方の累計は679名です。

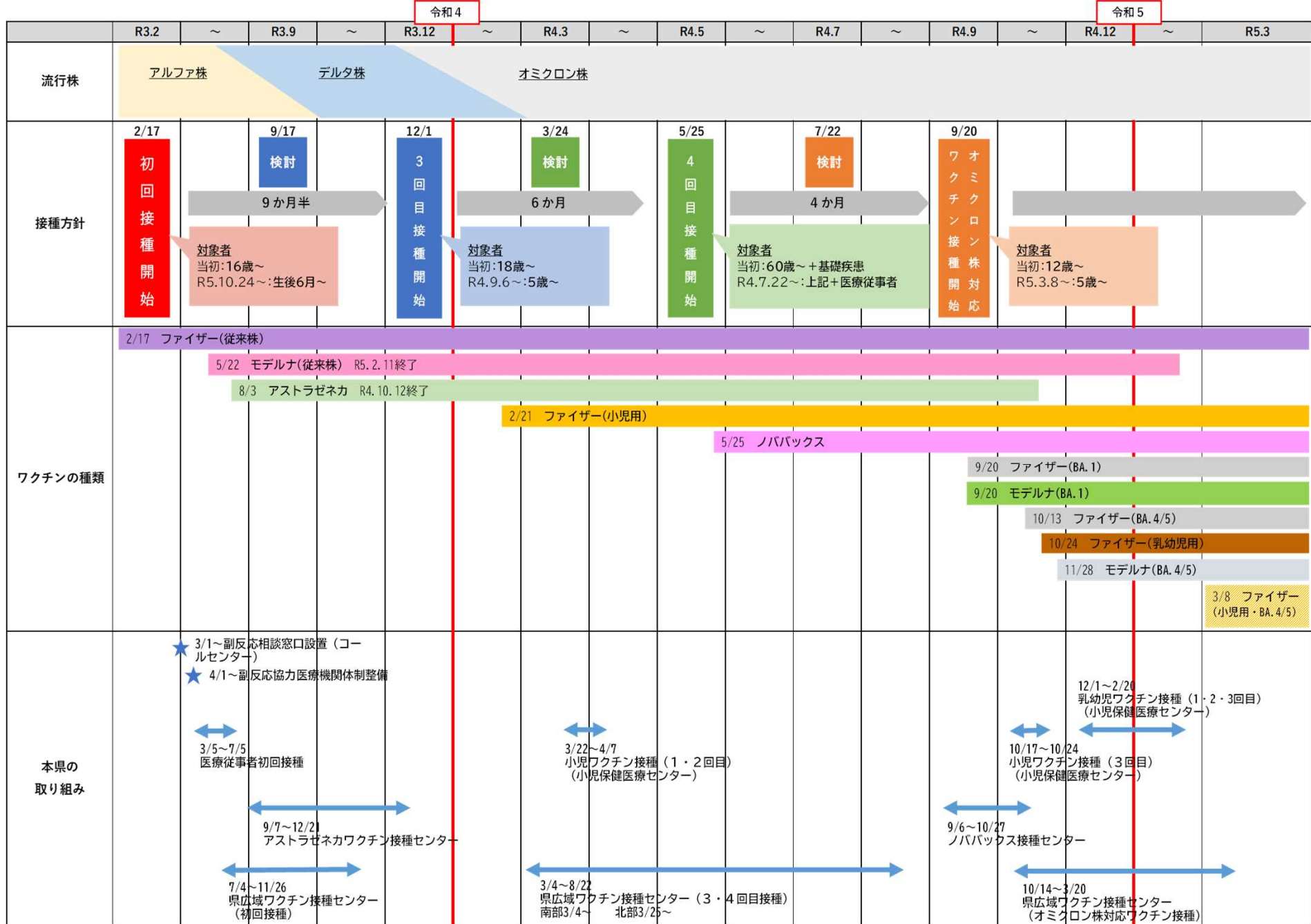
県では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公開を行いますが、同第2項の規定により個人情報の保護に留意する必要があります。この情報の取り扱いに当たってはプライバシー保護に御配慮ください。

また、感染者を特定しようとする行為は、差別や嫌がらせにつながる恐れがあります。感染された方々やその御家族に対する配慮や思いやりの気持ちをもって行動していただきますよう強くお願いいたします。

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、県民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。

新型コロナウイルスワクチンの接種経過

(令和5年3月現在)



(令和2年)

コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(10月15日見直し)

各ステージの判断指標

■ステージ判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		特別警戒ステージ (ステージⅣ)	警戒ステージ (ステージⅢ)	注意ステージ (ステージⅡ)	滋賀らしい生活三方よし ステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ)
		大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生、爆発的な感染拡大により、公衆衛生体制および医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階	クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況	感染者の漸増および医療提供体制への負荷が蓄積する段階	感染者の散発的発生および医療提供体制に特段の支障がない段階
医療体制等への負荷	①病床のひっ迫具合 病床全体	最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満
	うち重症者 用病床	最大確保病床の占有率 50%以上	・最大確保病床の占有率 20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 25%以上	・最大確保病床の占有率 10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率 15%以上	・最大確保病床の占有率 10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率 15%未満
	②療養者数	人口10万人当たりの全療養者数 25人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 15人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 2人以上 入院+自宅+宿泊	人口10万人当たりの全療養者数 2人未満 入院+自宅+宿泊
体制監視	③PCR等陽性率	10%以上	10%以上	2%以上	2%未満
感染状況	④新規報告数	25人/10万人/週 以上	15人/10万人/週 以上	2人/10万人/週 以上	2人/10万人/週 未満
	⑤直近1週間と 先週1週間の比較	直近一週間が先週一週間より 多い	直近一週間が先週一週間より 多い	直近一週間が先週一週間より 多い	-
	⑥感染経路不明割合	50%以上	50%以上	20%以上	20%未満

【参考指標】

・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況
・実効再生産数(Rt)

・入院患者受入病床の稼働率(ピーク時の入院患者受け入れ病床数)
・K値

・感染経路不明の患者数
・濃厚接触者を除くPCR等陽性率

感染拡大防止対策

■感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応

【対策移行のイメージ】

ステージ	特別警戒ステージ (ステージⅣ)	警戒ステージ (ステージⅢ)	注意ステージ (ステージⅡ)	滋賀らしい生活 三方よしステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ)
呼びかけ	滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～の実践			
要請	感染拡大防止対策の徹底			
	外出自粛 感染状況などにあわせ、地域・対象施設などを検討			
	イベントの自粛 感染状況などにあわせ規模などを検討			
	施設の使用制限 感染状況などにあわせ、対象の地域・業種などを検討			

各ステージにおける感染拡大防止対策(例)

■対策例

滋賀らしい生活
三方よしステージ
～新しい生活様式の実践～
(ステージⅠ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～の呼びかけ

注意ステージ
(ステージⅡ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～の要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく)

(例)

- 基本的な感染対策の徹底
- 感染者が多数確認されている大都市等への外出は、慎重に検討
- マスクをつけない状態での大声での会話を避けるなど、自らの感染対策も徹底したうえで施設を利用。利用する施設の感染防止策をしっかりと確認し、対策がとられていない施設については、利用を回避
- 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状がなくても、感染を広める可能性があることを意識した行動

警戒ステージ
(ステージⅢ)

以下について要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく)

(例)

- 感染者が多数確認されている大都市等(京都、大阪など)への外出の自粛
- 府県をまたぐ移動の自粛
- 地域・業種を限定した施設の利用の自粛(例:●●地域の飲食店、など)
- 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」が未導入・未掲示の施設の利用の自粛
- イベントの開催自粛(一定規模のイベントを除く)
- 地域・業種を限定した施設の使用制限、営業時間の短縮等(例:●●地域の飲食店、など)
- 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」を導入していない施設に対して施設の使用制限、営業時間の短縮等

特別警戒
ステージ
(ステージⅣ)

以下について要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項または第45条第1項もしくは第2項に基づく)

(例)

- 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請(滋賀1/5ルール of 徹底)
- 府県をまたぐ移動の自粛
- 感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限
- イベントの開催自粛

各ステージにおける県民の皆さまの生活イメージ



感染状況等に応じた感染対策を意識した生活ををお願いします。



生活のイメージ

滋賀らしい生活
三方よしステージ
～新しい生活様式の実践～
(ステージⅠ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～を**実践**

(例)

【県民の皆様】

- ・ マスクの着用、こまめな手洗い、3密の回避など基本的な感染対策の徹底
- ・ 体調に違和感がある場合は、自宅で休養
- ・ 免疫力を向上させる健康づくり
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

【事業者の皆様】

- ・ 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底
- ・ 「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ・ テレワーク・時差出勤の推進



注意ステージ
(ステージⅡ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～を**より徹底**

警戒ステージ
(ステージⅢ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～を**実践**

+

感染動向等に応じた感染対策

(例)

【県民の皆様】

- ・ 感染者が多数確認されている大都市等(京都、大阪など)への外出の自粛
- ・ 府県をまたぐ移動の自粛(Stay Hometown)
- ・ 地域・業種を限定した施設の利用の自粛(例:●●地域の飲食店、など)
- ・ 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」が未導入・未掲示の施設の利用の自粛

【事業者の皆様】

- ・ イベントの開催自粛(一定規模のイベントを除く)
- ・ 地域・業種を限定した営業自粛、営業時間の短縮等(例:●●地域の飲食店、など)
- ・ 「もしサポ滋賀」、「感染予防対策実施宣言書」を導入していない施設の営業自粛、営業時間の短縮等

特別警戒
ステージ
(ステージⅣ)

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～を**実践**

+

感染動向等に応じた感染対策

(例)

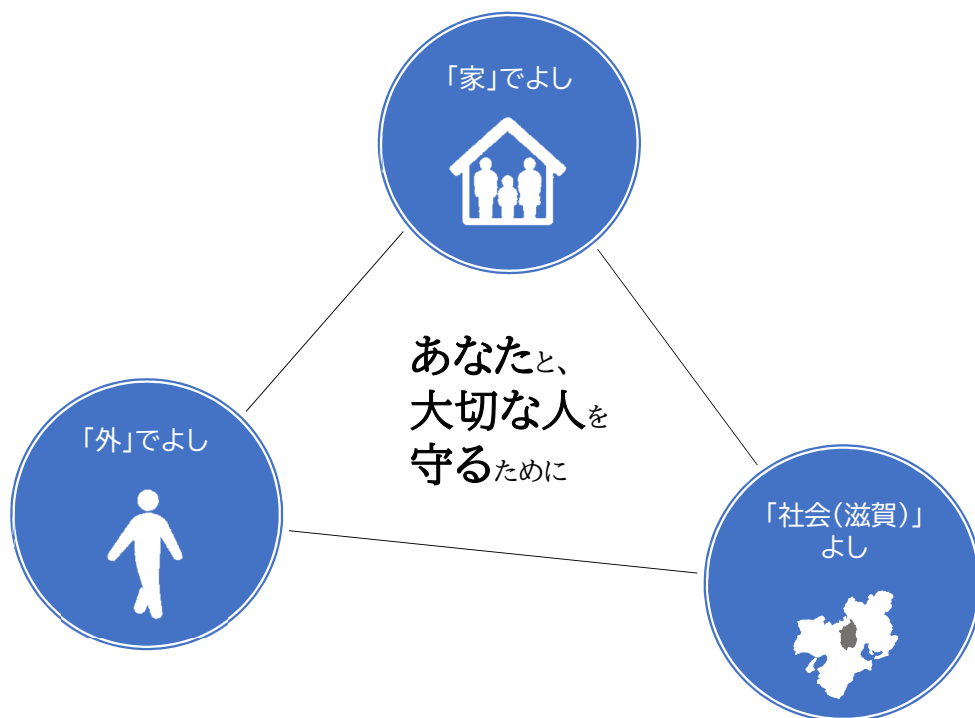
【県民の皆様】

- ・ 外出自粛(滋賀1/5ルール)の徹底・Stay Home)

【事業者の皆様】

- ・ 生活必需品等を取り扱う事業者等を除いた営業自粛
- ・ イベントの開催自粛

滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～



- ① 毎朝、健康チェックし、発熱がある場合は自宅で休む
- ② 家に帰ったらまず丁寧に手洗い
- ③ こまめに換気しつつ、エアコンの温度設定を調整
- ④ 免疫力を向上させる健康づくり
- ⑤ 毎日、滋賀県などの感染情報を確認
- ⑥ 通販も利用する



- ① 症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの徹底
- ② 人との間隔は、できるだけあける
- ③ 混んでいる場所や時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす
- ④ 感染防止策が徹底されていない施設等への外出は控える
- ⑤ 会話をする際は、可能な限り真正面は避ける
- ⑥ ビワイチなどにより、滋賀の魅力を変えて感じながら健康増進につなげる
- ⑦ 新しい旅のエチケットの実践



- ① 感染者が多数発生している地域への移動は極力控える
- ② 発症した時のため、自分の行動を残す
- ③ テレワークやローテーション勤務の活用
- ④ 業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守
- ⑤ 「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ⑥ 接触確認アプリ「COCOA」の導入
- ⑦ 今こそ、一人も取り残さない

(令和3年)

コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(7月9日見直し)

各ステージの判断指標

■ステージ判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		特別警戒ステージ (ステージⅣ) 大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生、爆発的な感染爆発により公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階	警戒ステージ (ステージⅢ) クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況	注意ステージ (ステージⅡ) 感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	滋賀らしい生活三方よしステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ) 感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階
医療体制等への負荷	①病床のひっ迫具合 入院医療	最大確保病床の使用率 50%以上	最大確保病床の使用率 20%以上	最大確保病床の使用率 10%以上	最大確保病床の使用率 10%未満
		入院率 25%以下	入院率 40%以下	—	—
	重症者用病床	最大確保病床の使用率 50%以上	最大確保病床の使用率 20%以上	最大確保病床の使用率 10%以上	最大確保病床の使用率 10%未満
②療養者数		人口10万人当たりの全療養者数 30人以上 (入院+自宅+宿泊)	人口10万人当たりの全療養者数 20人以上 (入院+自宅+宿泊)	人口10万人当たりの全療養者数 5人以上 (入院+自宅+宿泊)	人口10万人当たりの全療養者数 5人未満 (入院+自宅+宿泊)
感染状況	③PCR等陽性率	10%以上	5%以上	2%以上	2%未満
	④新規報告数	25人 /10万人/週 以上	15人 /10万人/週 以上	2人 /10万人/週 以上	2人 /10万人/週 未満
	⑤感染経路不明割合	50%以上	50%以上	20%以上	20%未満

【参考指標】

・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況 ・直近1週間と先週1週間の比較 ・実効再生産数(Rt)

感染拡大防止対策

■感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応

【対策移行のイメージ】

ステージ	特別警戒ステージ (ステージⅣ)	警戒ステージ (ステージⅢ)	注意ステージ (ステージⅡ)	滋賀らしい生活 三方よしステージ ～新しい生活様式の実践～ (ステージⅠ)
呼びかけ	滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～の実践			
要請	感染拡大防止対策の徹底			
	外出自粛 感染状況などにあわせ、地域・対象施設などを検討			
	イベントの自粛 感染状況などにあわせ規模などを検討			
	施設の使用制限 感染状況などにあわせ、対象の地域・業種などを検討			

(令和3年)

コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(11月25日見直し)

ステージ判断指標等の見直しについて

～「コロナとのつきあい方滋賀プラン」～

以前のステージ判断指標

【以前のステージ判断指標の考え方】

- 県民の皆様にとってできる限りわかりやすいものとするという観点から、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）から提言のあった判断指標をベースとする。
- そのうえで、分科会からの提言はステージⅢ・Ⅳの数値のみであったことから、ステージⅠ・Ⅱの判断指標を県として独自に設定

新たなレベル分類

- 令和3年11月8日開催の分科会において、ワクチン接種の進捗、医療提供体制の強化等を踏まえ、これまでのステージ判断指標に代わり、医療のひっ迫状況を重視した**新たなレベル分類**の考え方が示された。
- 新たなレベル分類においては、一部を除いて国から具体的な数値は定められず、各都道府県が「**予測ツール**」および「**これまで用いてきた様々な指標**」の双方を用いて総合的に判断するとなっている。
- なお、「レベル分類」への見直しは、ワクチン接種が進み、新規陽性者の中でも軽症者の割合が増加し、重症者の割合が減少していることを踏まえ、**医療提供体制のひっ迫状況を重視し、日常生活・社会経済文化活動の回復を促進するという観点から提言**されている。

見直しの考え方等

【ステージ判断指標等の見直し】

- 分科会の提言を踏まえ、4段階のステージから**5段階のレベル分類に**見直し
- レベル判断に用いる指標については、これまで用いてきた指標のうち、**最大確保病床の使用率、重症者用の最大確保病床の使用率、人口10万人当たりの全療養者数、直近1週間の人口10万人当たりの新規報告数**を用いる。
- あわせて、分科会から提言のあった「**予測ツール**」に基づく**3週間後の病床数についても判断指標の1つとして用いる**こととする。
- 判断指標の各レベルごとの基準となる値等については、**これまでの数値との継続性も踏まえながら、県で独自に設定**し、レベルの判断は総合的に行う。

【感染拡大防止対策の移行イメージ・対策例（コロナとのつきあい方滋賀プラン）の見直し】

- 上記レベル分類への見直しにあわせ、所要の見直しを行う。

各レベルの判断指標

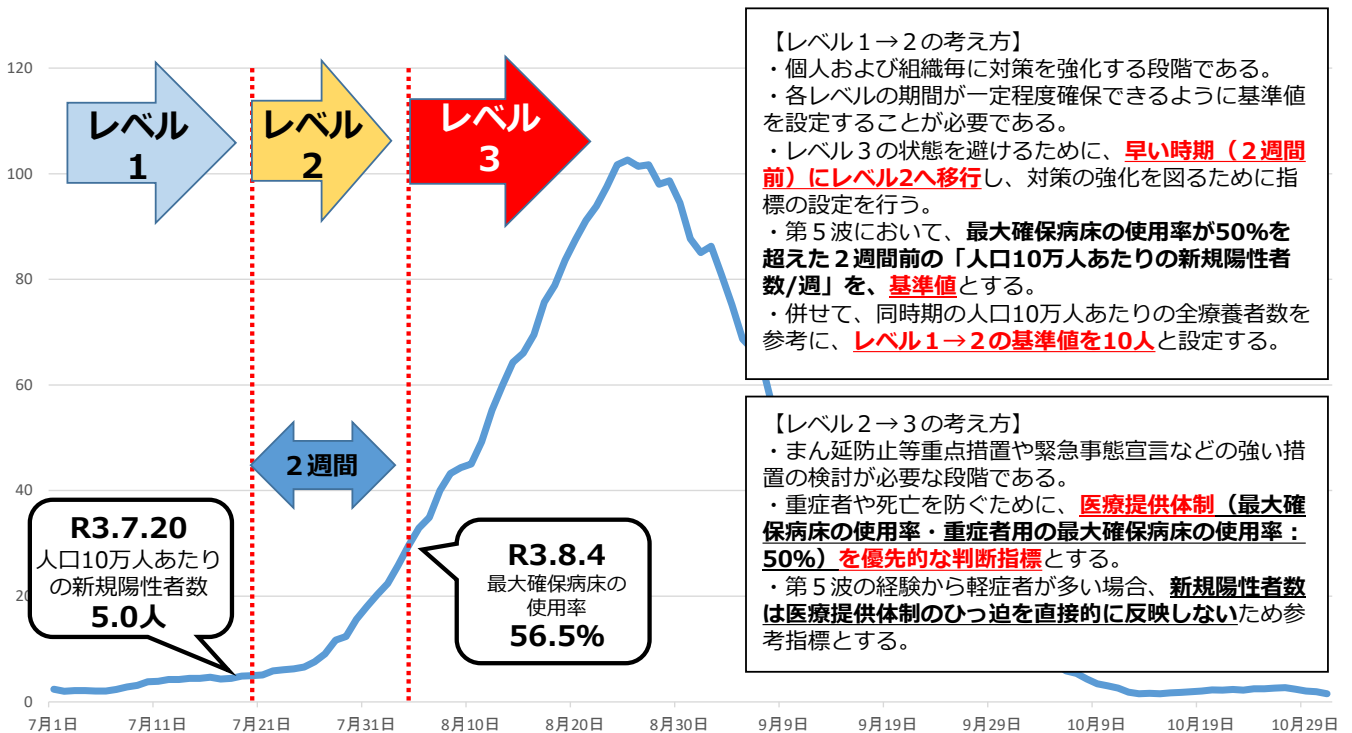
■各レベルの判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		レベル4 避けたいレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル0 感染者ゼロレベル
医療体制等への負荷	① 最大確保病床の使用率	入院が必要な新型コロナウイルス感染症患者へ入院加療を提供できない状態	50%以上	—	—	—
	② 重症者用の最大確保病床の使用率	—	50%以上	—	—	—
	③ 人口10万人当たりの全療養者数	—	30人以上 (入院+自宅+宿泊)	10人以上 (入院+自宅+宿泊)	5人以上 (入院+自宅+宿泊)	5人未満 (入院+自宅+宿泊)
感染状況	④ 新規報告数	—	—	5人以上 /10万人/週	2人以上 /10万人/週	2人未満 /10万人/週
	⑤ 予測ツールによる3週間後の病床数	—	最大確保病床数を超過	—	—	—

【参考指標】

- ・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況
- ・直近1週間と先週1週間の比較
- ・実効再生産数(Rt)
- ・入院率
- ・感染経路不明割合
- ・PCR等検査陽性率

新たなレベルの考え方



※ 表は、第5波の人口10万人あたりの新規陽性者数/週の推移

感染拡大防止対策

■ 感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応。

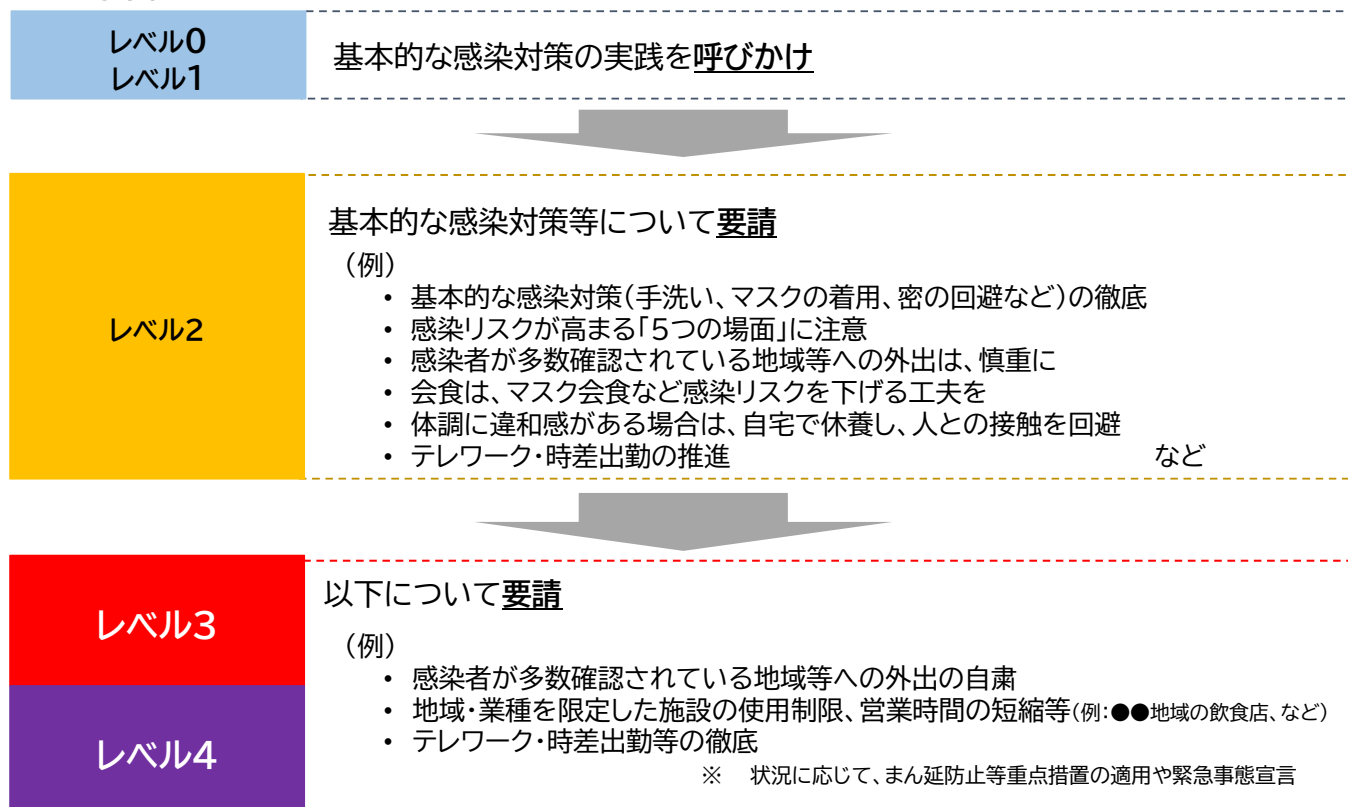
なお、施設の使用制限等を行う場合においても、状況に応じて認証制度やワクチン・検査パッケージの適用による制限の緩和等を行う場合がある。

【対策移行のイメージ】

レベル	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	レベル0
呼びかけ (※感染状況等に応じ、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく要請等)	基本的な感染対策の実践				
	外出関連				
	感染状況などにあわせ、地域・対象施設などを検討				
	イベントの開催上限の目安等				
		感染状況などにあわせ、規模などを検討			
施設の使用制限(休業、時短等)					
	感染状況などにあわせ、対象の地域・業種などを検討				

各ステージにおける感染拡大防止対策(例)

■ 対策例



コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(令和4年6月15日見直し)

レベル判断指標の見直しについて

～「コロナとのつきあい方滋賀プラン」～

現在のレベル判断指標

【現在のレベル判断指標の考え方】

- ・ 県民の皆様にとってできる限りわかりやすいものとするという観点から、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）で提言（令和3年11月8日）のあった「レベル分類」の考え方をベースに見直した。（令和3年11月25日）
- ・ なお、分科会からの提言における「レベル分類」の考え方は、ワクチン接種が進み、新規陽性者の中でも軽症者の割合が増加し、重症者の割合が減少していることを踏まえ、**医療提供体制のひっ迫状況を重視し、日常生活・社会経済文化活動の回復を促進するという観点から提言**されている。
- ・ そのうえで、分科会からの提言においてはレベル3の判断指標のみ提示されていたことから、レベル2以下の判断指標を県として独自に設定
- ・ **レベル2以下の判断指標については、レベル3の状態を避けるため、より早い時期に注意喚起を行う観点から、第5波における新規報告者数、病床利用率の状況等を踏まえて数値を設定したところ。**

見直しの考え方等

【第6波の経験を踏まえた見直し】

- ・ 第6波で感染の主流となったオミクロン株の特徴から、**レベル判断指標と新型コロナウイルス感染症の流行状況に乖離が生じ、実態と合わない状況となった。**
- ・ また、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、オミクロン株の特徴もあって、**感染症対策と社会経済文化活動の両立がより求められる。**



- ・ **レベル2から、判断指標を新規報告数等ではなく病床の使用率とすることで、医療のひっ迫状況をより重視**
- ・ **オミクロン株と同程度の感染性を基準に「レベル0」「レベル1」の新規報告数を設定**
- ・ **レベルダウンの指標の設定（レベル2→レベル1において、新規報告数を「減少傾向」とし、数値は用いない）**

【次の感染拡大・新たな変異株も見据えた柔軟な対応】

- ・ 次の感染拡大・新たな変異株の特徴が**オミクロン株と同様とは限らない。**
- ・ 新規報告数、病床利用率の判断指標はもとより、**次の感染拡大・新たな変異株の特徴も踏まえながら、柔軟に判断していく必要。**



- ・ レベル判断については、これまでどおり**総合的に判断**

レベル判断指標

■各レベルの判断については、参考指標も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		レベル4 避けたいレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル1 維持すべきレベル <small>（安定的に一般医療が確保され、 新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況）</small>	レベル0 感染者ゼロレベル
医療体制等への負荷	① 最大確保病床の使用率	入院が必要な新型コロナウイルス感染症患者へ入院加療を提供できない状態	50%以上	20%以上	—	—
	② 重症者用の最大確保病床の使用率	—	50%以上	—	—	—
感染状況	③ 新規報告数	—	—	—	レベルアップ時 10人以上/10万人/週 レベルダウン時 減少傾向	10人未満/10万人/週

【参考指標】

・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況 ・直近1週間と先週1週間の比較 ・実効再生産数(Rt) ・人口10万人当たりの全療養者数
 ・入院率 ・感染経路不明割合 ・PCR等検査陽性率

感染拡大防止対策

■ 感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応。

なお、施設の使用制限等を行う場合においても、状況に応じて認証制度やワクチン・検査パッケージの適用による制限の緩和等を行う場合がある。

【対策移行のイメージ】

レベル	レベル4	レベル3	レベル2	レベル1	レベル0
呼びかけ (※感染状況等に応じ、 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請等)	基本的な感染対策の実践				
	外出関連				
	イベントの開催上限の目安等				
	施設の使用制限(休業、時短等)				

※上記の移行イメージは、感染状況などにあわせ、地域・対象施設などを検討、規模などを検討、対象の地域・業種などを検討する。

コロナとのつきあい方 滋賀プラン

滋賀県
(令和4年11月25日見直し)

レベル判断指標等の見直しについて

～「コロナとのつきあい方滋賀プラン」～

現在のレベル判断指標

【現在のレベル判断指標の考え方】

- 県民の皆様にとってできる限りわかりやすいものとするという観点から、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）で提言（令和3年11月8日）のあった「レベル分類」の考え方をベースとする。
- 分科会からの提言においてはレベル3の判断指標のみ提示されていたことから、レベル2以下の判断指標を県として独自に設定
- オミクロン株の特徴を踏まえ、**レベル2の判断指標について、新規報告者数ではなく病床の使用率とするなど、より医療のひっ迫状況を重視する見直し**を行った（令和4年6月15日）。

国の分科会（令和4年11月11日）におけるレベル分類の見直し

- オミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況は参考とし、外来医療のひっ迫状況など、より保健医療の負荷の状況に着目したレベル分類に見直し、各段階に応じた感染拡大防止措置を講ずる。
- 5段階（レベル0～4）のレベル分類を4段階（レベル1～4）に見直し。
- レベル1・2・4における病床使用率の目安が示される。
- あらたに「保健医療の負荷の状況」などの事象を利用したレベル判断が示される。

見直しの考え方等

【レベル分類の判断指標等の見直し】

- 国と同様、5段階（レベル0～4）のレベル分類を**4段階（レベル1～4）に見直し**
- **病床の使用率をレベル1の判断指標としても設定するとともに、レベル2の判断指標としている数値を見直し**
- **新規報告数については、参考指標とする。**
- レベル判断については、最大確保病床および重症者用の最大確保病床の使用率と併せて、保健医療の負荷の状況などの「事象」を勘案し、**これまでどおり総合的に判断する。**

【感染拡大防止対策の移行イメージ・対策例（コロナとのつきあい方滋賀プラン）の見直し】

- 上記レベル分類（5段階→4段階）への見直しなどを踏まえた見直し

レベル判断指標

- 各レベルの判断については、参考指標や外来医療のひっ迫状況等も考慮し、総合的に判断を行う。判断にあたっては、専門家の意見も聴取

判断指標		レベル1 感染小康期	レベル2 感染拡大初期	レベル3 医療負担増大期	レベル4 医療機能不全期
医療体制等への負荷	① 最大確保病床の使用率	30%未満	30%以上	50%以上	入院が必要な新型コロナウイルス感染症患者へ入院加療を提供できない状態
	② 重症者用の最大確保病床の使用率	—	—	50%以上	—

【参考指標】

・1週間当たりの人口10万人当たりの新規報告数 ・直近1週間と先週1週間の比較 ・実効再生産数(Rt) ・PCR等検査陽性率
 ・入院率 ・大阪府、京都府等の近隣府県の感染状況

【判断に係る事象】

・発熱外来ひっ迫状況 ・入院医療ひっ迫状況 ・救急搬送ひっ迫状況

感染拡大防止対策

- 感染拡大防止対策は、本県の感染状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、柔軟に対応。

なお、施設の使用制限等を行う場合においても、状況に応じて認証制度やワクチン・検査パッケージ等の適用による制限の緩和等を行う場合がある。

【対策移行のイメージ】

レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
呼びかけ (※感染状況等に応じ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請等)	基本的な感染対策の実践			
	外出関連		感染状況などにあわせ、地域・対象施設などを検討	
	イベントの開催上限の目安等	感染状況などにあわせ、規模などを検討		
	施設の使用制限(休業、時短等)			感染状況などにあわせ、対象の地域・業種などを検討

各ステージにおける感染拡大防止対策(例)

■対策例

レベル1

基本的な感染対策等呼びかけ

レベル2

基本的な感染対策等について要請等

(例)

- 基本的な感染対策(手洗い、場面に応じたマスクの着用、密の回避など)の徹底
- ワクチン接種の積極的な検討
- 感染に不安を感じる無症状の方は無料検査の受検を

など

レベル3

以下について要請等

(例)

- 基本的な感染対策(手洗い、場面に応じたマスクの着用、密の回避など)の徹底
- 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、外出・出勤等を控えることを徹底
- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出などは慎重に
- 外出・移動は必要不可欠なものに限ること
- 感染に不安を感じる無症状の方は無料検査の受検を

など

レベル4

※ まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が適用される場合には、より強い要請も

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 滋賀県における緊急事態措置

滋賀県

滋賀県緊急事態措置の概要

I.区域 滋賀県全域

II.期間 令和2年4月16日から令和2年5月6日

※イベントの開催自粛および施設の使用制限は4月23日0時から令和2年5月6日まで

III.実施内容

1. 外出自粛の要請
2. イベントの開催自粛の要請
3. 施設の使用制限の要請
 - (1) 基本的に休止を要請しない施設
 - (2) 基本的に休止を要請する施設

1 外出自粛要請（特措法45条1項）

1. 県民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請
2. 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる繁華街での接待を伴う飲食店等について外出自粛を強く要請

（取組例）

【滋賀1/5ルール】

○週5日通っている仕事を1日にして、残り4日は在宅勤務

○50分の会議は10分に

○食料や日用品の買い物は、家族全員で出かけるのではなく、1人で出かける

○買い物は、毎日ではなく、週一日にまとめる

2 イベントの開催自粛要請

イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請

【自粛を要請する内容】

- 開催規模: 大小を問わない
- 場所: 屋内、屋外を問わない。
- 種類・内容: 生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

(具体例)

文化的イベント(コンサート、演劇、発表会等)、
催事(物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、スポーツ行事等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

3 施設の使用制限の要請等

(1) 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等)等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)を踏まえた整理

② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請(特措法第24条第9項)

(2) 基本的に休止を要請する施設

① 特措法による要請を行う施設(特措法24条9項)

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	施設の使用停止の要請 (特措法第24条第9項)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等	
⑤文教施設	学校(大学等を除く。)	

② 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）（特措法24条9項）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	施設の使用停止の要請 （特措法第24条第9項）
②博物館等	博物館、美術館、図書館	正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	に基づく個別の要請、同条第3項に
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾等 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上での営業	特措法によらず、施設の使用停止の協力を依頼 ①②③④については、 床面積の合計が1,000㎡超の施設と同様の、 適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上での営業	
⑤遊興施設等	観光遊覧船	

参考「適切な感染防止策」についての取組例

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 ・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける） ・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用） ・執務室の配置変更（座席間隔や同時利用の制限）
飛沫感染、接触感染 の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員（出入り業者を含む）のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗・事務所内の定期的な消毒 ・窓口業務等における工夫（仕切り等の設置）
稼働時における 感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進） ・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） ・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）

緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する県民や事業者等の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称: 滋賀県緊急事態措置コールセンター

設置時期: 令和2年4月21日(火) から

設置場所: 危機管理センター 3階 オペレーションルーム

開設時間: 平日9時～18時

(ただし、令和2年4月21日(火) 18時～20時、22日(水)は、9時～20時、
また、令和2年4月25日(土)、26日(日)、4月29日(水)、5月4日(月)から5月6日(水)は、
9時～18時で開設する。)

受付方法: 専用電話(10台)

受付電話番号: 077-528-1344

周知方法: 新型コロナウイルスに関する相談窓口一覧をHPに掲載

※滋賀県ホームページ上にもFAQを掲載予定

施設の使用制限対象施設一覧

2 基本的に休止を要請する施設

※特措法によらない協力依頼を行う施設も含まれる

カテゴリー	対象	滋賀 休止要請	滋賀 支援金対象	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	対象	○	
	ダンスホール	対象	○	
	スナック	対象	○	
	バー	対象	○	
	ダーツバー	対象	○	
	パブ	対象	○	
	性風俗店	対象	○	
	デリヘル	対象	○	
	アダルトショップ	対象	○	
	個室ビデオ店	対象	○	
	インターネットカフェ	対象	○	
	漫画喫茶	対象	○	
	カラオケボックス	対象	○	
	射的場	対象	○	
ライブハウス	対象	○		
場外馬(車・舟)券場	対象	○		
観光遊覧船	対象	○		
劇場等	劇場	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	観覧場	対象	○	
	プラネタリウム	対象	○	
	映画館	対象	○	
集会・展示施設	集会場	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 (=休業要請)
	公会堂	対象	○	
	展示場	対象	○	
	貸会議室	対象	○	
	文化会館	対象	○	
多目的ホール	対象	○		
運動・遊技施設	体育館	対象	○	【要請の内容】 施設の使用停止を要請(=休業要請) ※1 屋外施設は使用停止の要請の対象外、屋内施設は対象とする(滋賀支援金の対象) ※2 屋外施設は使用停止の要請の対象外だが、観客席部分については、使用停止の要請の対象とする(滋賀支援金の対象)
	屋内・屋外水泳場	対象	○	
	ボウリング場	対象	○	
	スケート場	対象	○	
	スポーツクラブ	対象	○	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	○	
	ゴルフ練習場(※1)	対象外	×	
	バッティング練習場(※1)	対象外	×	
	陸上競技場(※1)(※2)	対象外	×	
	野球場(※1)(※2)	対象外	×	
	テニスコート(※1)(※2)	対象外	×	
	弓道場(※1)	対象外	×	
	マージャン店	対象	○	
パチンコ屋	対象	○		
ゲームセンター	対象	○		
テーマパーク	対象	○		
遊園地	対象	○		
文教施設	幼稚園	対象	○	【要請の内容】 原則として施設の使用停止を要請
	小学校	対象	○	
	中学校	対象	○	
	義務教育学校	対象	○	
	高等学校	対象	○	
	高等専門学校	対象	○	
	中等教育学校	対象	○	
	特別支援学校	対象	○	

施設の使用制限対象施設一覧

2 基本的に休止を要請する施設

※特措法によらない協力依頼を行う施設も含まれる

カテゴリー	対象	滋賀 休止要請	滋賀 支援金対象	備考
大学・学習塾等 (※)	大学	対象	○	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（=休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。 (滋賀支援金対象) ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合 にあっては、適切な感染防止対策の徹底 を依頼（滋賀支援金対象） ※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外
	専門学校	対象	○	
	高等専修学校	対象	○	
	専修学校・各種学校	対象	○	
	日本語学校・外国語学校	対象	○	
	インターナショナルスクール	対象	○	
	自動車教習所	対象	○	
	学習塾	対象	○	
	英会話教室	対象	○	
	音楽教室	対象	○	
	囲碁・将棋教室	対象	○	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	○	
	そろばん教室	対象	○	
バレエ教室	対象	○		
体操教室	対象	○		
博物館等	博物館	対象	○	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（=休業要請） (滋賀支援金対象) 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼（滋賀支援金対象）
	美術館	対象	○	
	図書館	対象	○	
	科学館	対象	○	
	記念館	対象	○	
	水族館	対象	○	
	動物園	対象	○	
	植物園	対象	○	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	○	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	○	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	○	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止を要請（滋賀支援金対象） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。た だし、100㎡以下の施設については、営 業を継続する場合にあっては、適切 な感染防止対策の徹底を依頼（滋賀支援金対 象）
	ペット美容室（トリミング）	対象	○	
	宝石類や金銀の販売店	対象	○	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象	○	
	古物商（質屋を除く）	対象	○	
	金券ショップ	対象	○	
	古本屋	対象	○	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	○	
	囲碁・将棋盤店	対象	○	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	対象	○	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店、つり具店	対象	○	
	ゴルフショップ	対象	○	
	土産物店	対象	○	
	旅行代理店（店舗）	対象	○	
	アイドルグッズ専門店	対象	○	
	ネイルサロン	対象	○	
	まつ毛エクステンション	対象	○	
	スーパー銭湯	対象	○	
	サウナ	対象	○	
	エステサロン	対象	○	
	日焼けサロン	対象	○	
	脱毛サロン	対象	○	
	写真屋・フォトスタジオ	対象	○	
	美術品販売	対象	○	
	展望室	対象	○	

事業者への支援制度

滋賀県独自対策

	(仮称)感染拡大防止臨時支援金	感染症対策経営力強化補助金
概要	県の休業要請に応じて、緊急事態措置期間中(4月23日～5月6日)、協力頂ける事業者への臨時的な支援金 ※4月23日以前から先行して営業自粛している事業者含む	県内中小企業者等の、今後の事業活動に資する人材育成、働き方改革、新たな販路の開拓等の取組を支援
支援事業者	県内に事業所がある中小の事業者のうち、県の休業要請を受け、協力頂ける事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等
所要見込み額	24億円 (中小企業：一律20万円、個人事業主：一律10万円)	1億円 (最大50万円 補助率：中小企業 2/3、小規模事業者 3/4)

政府の支援策

【雇用の維持】

雇用調整助成金の拡充

- 事業主負担の軽減
助成率の引き上げ
- ・中小企業 4/5 (通常2/3)
- ・大企業 2/3 (通常1/2)
- ※解雇を行わない場合
中小企業 9/10、大企業3/4
- 雇用保険被保険者でない
労働者の対象者への追加

(本県独自の雇用対策)

WEB合同企業説明会

- WEB合同企業説明会を
開催し、県内企業と学生との
マッチング機会を創出

【事業継続への支援】

持続化給付金新設

- 中堅・中小企業等 上限200万円
- 個人事業主等 上限100万円
- ・全ての業種を対象
- ・対象者は、売上が前年同月比
▲50%以上

【資金繰り対策】

民間金融機関を通じた資金繰り支援等

- 実質無利子・保証料補助 (3年間)
- 既往債務の借換可能
- 融資限度額 3,000万円
(対象要件)
- ・個人事業主
(売上減少▲5%以上)：保証料ゼロ、無利子 (当初3年間)
- ・中小・小規模事業主
(売上減少▲15%以上)：保証料ゼロ、無利子 (当初3年間)

(本県独自の資金繰り対策)

- セーフティネット資金の保証料ゼロ(通常0.80%、0.85%)
- 新設枠 8,000万円 (保証料ゼロ)
- 借換枠 2億円 (保証料ゼロ)
- 信用保証料補助予算額：約18億円

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置として行う企業等に対する休業要請(概要)

(1)要請内容 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、企業等の活動自粛を要請

(2)要請期間 令和2年4月23日(木)から令和2年5月6日(水)まで

(3)要請対象施設

施設の種類	要請内容	内訳
○休業を要請する施設(面積要件なし)		
遊興施設	休業要請	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、個室ビデオ店、ライブハウス、観光遊覧船等
劇場等	休業要請	劇場、観覧場、プラネタリウム、映画館、演芸場
集会・展示施設	休業要請	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール
運動施設、遊技施設	休業要請	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター 等
文教施設	休業要請	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等
○休業を要請する施設(面積要件あり・1000㎡以上)※1000㎡以下については、特措法によらない休業の協力を依頼		
大学・学習塾等	休業要請	大学、自動車教習所、学習塾等 ※100㎡以下の施設においては、適切な感染防止策を施した上で営業継続
博物館等	休業要請	博物館、美術館、図書館 等
ホテル又は旅館	休業要請	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	休業要請	住宅展示場、古本屋、写真屋、アウトドア用品、釣り具店 等 ※100㎡以下の施設においては、適切な感染防止策を施した上で営業継続

令和2年（2020年）5月5日
総務・企画班 特措法対策チーム

滋賀県における 緊急事態措置について

基本的対処方針（5/4～）の概要について

○緊急事態宣言

引き続き全都道府県を対象として、5月31日まで延長。

「特定警戒都道府県」は、引き続き13の都道府県であり、本県は「特定警戒都道府県」以外の特定都道府県。

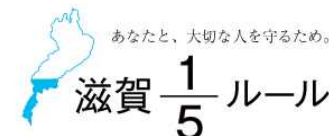
○現状および今後の取組

新規感染者は減少傾向に転じ、一定の成果。今後、より効果的な感染拡大の防止および感染者の治療を十分に行うことができる水準にまで、新規感染数を減少させる。

○感染の状況等に応じた「まん延防止策」

特定警戒都道府県においては、「最低7割、極力8割程度の接触機会低減」を目指して、取組を継続。

それ以外の県は、県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等などは外出自粛を要請。施設の使用制限等は、現にクラスターが発生している施設や、「三つの密」のある施設等に対し要請を検討。



7日以降の緊急事態措置について

5月6日までの緊急事態措置の根拠

措置	種別	根拠		クラスター発生事例の有無	越境流入の懸念の有無
①外出自粛		45条1項			○
②イベント開催自粛	屋内	24条9項			○
	屋外	県独自			○
③施設使用制限	食事提供施設※1	24条9項 ※1 営業時間を午前5時～午後8時まで時短要請 ※2 観光遊覧船は県独自措置		○	
	遊興施設等※2			○	
	劇場等			○	
	集会展示施設			○	
	運動・遊技施設			○	○
	文教施設				
	大学・学習塾等	1,000m ² 超 ↓ 24条9項	1,000m ² 以下 ↓ 県独自	○	○
	博物館等			○	○
	ホテル等（集会部分）			○	
	商業施設				○

■ 基本的考え方

近隣府県の大阪、京都、兵庫、岐阜、愛知が特定警戒都道府県であり、本県への県境を越えた人の流入が懸念されることから、本県は「準特定警戒県」として緊急事態措置を実施する。



7日以降の緊急事態措置について

■ 7日以降の緊急事態措置

緊急事態措置の区域：滋賀県全域（準特定警戒都道府県）

緊急事態措置の期間：令和2年5月31日（日）まで

緊急事態措置の内容：5月10日（日）までは、5月6日（水）までの措置を維持

- 1 外出自粛要請：5月11日以降は、「原則として居宅から外出しない」から「滋賀1/5ルールを実践し、外出の際は感染防止対策を徹底」へ変更。「Stay Home」から「Stay Home Town」へ！（県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等などへの外出は自粛。）
 - 2 イベント自粛要請：5月11日（月）以降は、感染拡大防止対策の徹底を前提に、比較的小規模イベントは除く（小規模とは最大でも50人以下のイベントを想定）。特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するよう、慎重な対応を求める。
 - 3 施設使用制限：5月11日（月）以降は、感染拡大防止対策の徹底を前提に、以下の順序で段階的に制限を緩和
 - ①文教施設、博物館等、県独自に要請を行っている商業施設等の1,000m²以下の施設
 - ②その他施設
- ※緩和のタイミング：①は5月11日（月）、②は専門家会議の評価、本県の感染状況および近隣特定警戒府県の措置、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ決定

7日以降の緊急事態措置について

■ 7日以降の施設使用制限の考え方

1 7日以降も施設使用制限を維持することについて

- ・広い意味でのG.W.である10日（日）まで拡大防止対策を実施。
- ・11日（月）以降、本県の感染拡大の状況、近隣警戒府県の措置状況等を踏まえ、段階的に緩和。

2 制限緩和の考え方

- ①文教施設、博物館等および県独自に要請を行っている商業施設等の1,000m²以下の施設について、11日（月）以降は使用制限の要請は行わない。
- ②その他の施設については、14日（木）にも示される国の専門家会議の評価、本県の感染状況、近隣特定警戒府県の措置、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ決定。
ただし、多くのクラスターが発生した遊興施設等、近隣の特定警戒府県で施設使用を制限中に本県が緩和することで流入が懸念される運動・遊技施設および大規模（1,000m²超）商業施設は、慎重に対応。

3 その他

4月24日（金）から閉鎖しているすべての県営都市公園および琵琶湖岸の自然公園園地の駐車場について、流入の防止の観点から、当面の間、閉鎖を継続。

■ 仮に再び感染拡大傾向が認められた場合の緊急事態措置のあり方

仮に、緊急事態措置の緩和の結果、再び感染の拡大傾向が認められる場合においては、必要に応じて、5月10日までと同様の厳しい緊急事態措置を行う必要があることに留意。

1 外出自粛要請（特措法45条1項、24条9項）

1. 「滋賀1/5ルールを実践し、外出の際は感染防止対策を徹底」へ変更。
「Stay Home」から「Stay Home Town」へ！（県をまたいだ移動、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は自粛。）
2. 外出の際には、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を要請

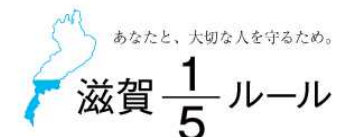
（取組例）

—— あなたと大切な人を守るための「滋賀1/5ルール」 ——

「滋賀らしい生活三方よし」

→ 「Stay Home」から「Stay Home Town」へ！！

- 自転車で自然に親しんだり、地元の歴史文化を訪問し、滋賀の魅力を改めて感じながら健康増進（＝免疫力の向上）につなげましょう。（遊びに行くなら屋内より屋外）
- プレゼントは「ここ滋賀ショッピングサイト」を使って、滋賀の製品のすばらしさを伝えるとともに、人と人との接触機会を減らしましょう。（通販も利用）
- 毎日、一人暮らしの方に、滋賀県の感染情報を電話で伝えることで、感染情報の共有をはかるとともに、孤立をふせぎましょう。（地域の感染状況に注意する）



「滋賀らしい生活三方よし」

「家」でよし	<ul style="list-style-type: none">・毎朝、体温測定、健康チェックをしましょう。・発熱がある場合は無理をせず自宅で休みましょう。・外出は計画的に、動画やオンラインを活用しましょう。・家に帰ったらまず丁寧に手洗い。体を清潔に保ちましょう。
「外」でよし	<ul style="list-style-type: none">・琵琶湖岸を走るときは、症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットを徹底しましょう。・遊びに行くなら、屋内より屋外で滋賀県の豊かな魅力に親しみましょう。・必ずソーシャルディスタンス(できるだけ2m、最低1m)を確保しましょう。・混んでいる時間帯は避けるなど、人と人の接触機会を減らしましょう。(5分の1)・移動は、徒歩や自転車も活用しましょう。
「社会 (滋賀)」よし	<ul style="list-style-type: none">・感染が流行している地域への移動は避けましょう。・帰省や旅行、出張はやむを得ない場合だけにしましょう。・テレワークやローテーション勤務を活用しましょう。・発症した時のため、自分の行動を残しておきましょう。・毎日、滋賀県の感染情報を共有しましょう。・今こそ、一人も取り残さない。

2 イベントの開催自粛要請

イベント主催者に対し、開催の自粛を要請

【自粛を要請する内容】（5月10日まで）

- 開催規模、場所にかかわらず、生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

【自粛を要請する内容】（5月11日以降）

- 開催規模：比較的小規模イベントは除く（小規模とは最大でも50人以下のイベントを想定）
- 場所：屋内、屋外を問わない。
- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント
特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止または延期するよう、慎重な対応を求める。

ただし、次の条件を満たす必要がある。

- ①適切な感染防止対策が講じられること
- ②「3つの密」の発生が原則想定されないこと
- ③大声での発生、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと

（要請対象外の具体例）

上記の条件が満たされる

- ・ 演奏会（歌唱を伴わないもの）や茶会などの室内イベント
- ・ 野外におけるイベント（近距離での会話を伴わないもの） など

3 施設の使用制限の要請等

(1) 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請

① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスを含む。） ※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更）を踏まえた整理

② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請（特措法第24条第9項）

(2) 基本的に休止を要請する施設

※文教施設、博物館等および県独自に要請を行っている1,000m²以下の施設は、11日以降は要請を行わない。その他の施設については、14日にも示される国の専門家会議の評価、本県の感染状況、近隣特定警戒 府県の措置、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ対応を決定。

① 特措法による要請を行う施設（特措法24条9項）

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	施設の使用停止の要請（特措法第24条第9項） 正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等	
⑤文教施設 （～5月10日まで）	学校（大学等を除く。） ※5月11日以降は施設の使用制限の要請を行わないが、施設管理者において、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開できるものとする。	

**② 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）
（特措法24条9項）**

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	施設の使用停止の要請（特措法第24条第9項） 正当な理由がないにもかかわらず、応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
②博物館等 （～5月10日まで）	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（ <u>集会の用に供する部分に限る。</u> ）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等 (～5月10日まで)	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、 自動車教習所、 学習塾 等 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上での営業	特措法によらず、施設の使用停止の協力を依頼 (5月10日まで) ①②③④については、床面積の合計が1,000㎡超の施設と同様の、適切な対応について協力を依頼
②博物館等 (～5月10日まで)	博物館、美術館、図書館 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	
③ホテル又は旅館 (～5月10日まで)	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。) ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。	5月11日以降の営業にあたっては、「3つの密」を避けることなど、基本的な感染対策の徹底等を要請
④商業施設 (～5月10日まで)	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1000㎡以下の施設が対象。 ただし、100㎡以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上での営業	
⑤遊興施設等	観光遊覧船	特措法によらず、施設の使用停止の協力を依頼

【参考】施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー 等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間 の制限	少人数で 滞在時間 の制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印をつ ける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—		(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								

内閣官房：緊急事態措置の維持及び緩和等に関してより抜粋

緊急事態措置コールセンター

特措法に定める要請・指示等の措置および新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金に対する県民や事業者等の疑問や不安に対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称：滋賀県緊急事態措置コールセンター

設置時期：令和2年4月21日（火）から令和2年6月30日（火）

設置場所：危機管理センター 3階 オペレーションルーム

開設時間：5月6日（水）まで 9時～18時
5月7日（木）以降 平日9時～17時

受付方法：専用電話（10台）

受付電話番号：077-528-1344

周知方法：新型コロナウイルスに関する相談窓口一覧をHPに掲載

まん延防止等重点措置等 （医療体制非常事態）

- 県内全域において特別警戒の対策
- 特に県内全13市を重点措置を講じる区域として対策を強化

不要不急の外出自粛の徹底

（8月6日～8月31日）

- 不要不急の都道府県間の移動を自粛
帰省・旅行については「行かない」「呼ばない」「延期」の選択を！
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等の利用は控えて！

屋外での運動や散歩などの健康の維持の活動は継続して実践

飲食店等の営業時間の短縮

（8月8日～8月31日）

重点措置を講じるべき区域（県内全13市）：5時～20時までの営業
（酒類提供停止）

その他地域：5時～21時までの営業（酒類提供20時まで）

※詳細については別紙

イベントの開催制限

（8月8日～8月31日）

人数上限の目安を5,000人に強化。開催する場合は21時まで

※規模など、詳細については別紙

テレワーク・時差出勤等の徹底

基本的な感染対策の徹底

※ワクチン接種後も基本的な感染対策の徹底を

大切な人の命を守るために、接触機会の低減にご協力をお願いします。

滋賀県の対応

	内容	時期
●	県立施設については、開館時間を短縮	(8/8～8/31)
●	湖岸緑地等の駐車場の閉鎖	(8/7～8/31)
●	「今こそ滋賀を旅しよう！」	新規販売を一時停止 (8/5～)
●	スポーツサイクルレンタル助成事業	新規受付を一時停止 (8/5～)
●	GoToEat <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">※事業者には、早期の認証取得を要請</div>	<ul style="list-style-type: none">引き続き新規発行の一時停止購入済の食事券等の利用もお控えください。

滋賀県営業時間短縮要請コールセンター

- 設置時期: 令和3年8月6日(金) 17時～
- 開設時間: 平日 9時～17時
※8月7日(土)～9日(月祝)も設置
※8月6日(金)は、17時～21時
- 電話番号: 077-528-1341

県施設の休館状況

【令和3年8月6日更新】

施設名	所在地	電話番号	状況	休館等の期間
矢橋帰帆島公園	草津市矢橋町字帰帆2108	077-567-1969	駐車場閉鎖、バーベキュー・キャンプ、屋外スポーツ施設の利用禁止	8月7日～8月31日
県営都市公園・自然公園園地		077-528-4281	駐車場閉鎖、バーベキュー・キャンプの利用禁止	8月7日～8月31日

※ 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

※休館等の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

県施設の開館時間の短縮状況

【令和3年8月6日更新】

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	変更後の開館時間	開館時間短縮の期間
びわ湖ホール	大津市打出浜15-1	077-523-7133	全館	9:00～21:00 ※注1	8月8日～8月31日
文化産業交流会館	米原市下多良2丁目137	0749-52-5111	イベントホール、小劇場、練習室、会議室	8:30～21:00 ※注1	8月8日～8月31日
希望が丘文化公園 (スポーツ施設)	野洲市北桜978	077-588-3251	屋内テニスコート (夜間利用)	17:00～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
希望が丘文化公園 (野外活動センター)	蒲生郡竜王町薬師1178	077-586-2111	全館(キャンプ施設・ロッジを除く)	9:00～21:00	8月8日～8月31日
希望が丘文化公園(青年の城)			全館(宿泊室を除く)	9:00～21:00	8月8日～8月31日
長浜バイオ大学ドーム (長浜ドーム)	長浜市田村町1320	0749-64-0808	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
ウカルちゃんアリーナ(県立体育館)	大津市におの浜4-2-12	077-524-0221	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
栗東体育館	栗東市上鈎514	077-551-1030	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
武道館	大津市におの浜4-2-15	077-521-8311	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
スポーツ会館	大津市御陵町4-1	077-522-0301	全館(宿泊室を除く)	9:00～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
アイスアリーナ	大津市瀬田大江町17-3	077-547-5566	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
オセアンBCスタジアム彦根 (彦根総合運動場野球場)	彦根市松原町3028	0749-23-4911	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
OSPホッケースタジアム (伊吹運動場)	米原市春照105	0749-58-0105	全館	8:30～20:00 ※注2	8月8日～8月31日
障害者福祉センター	草津市笠山8丁目5-130	077-564-7327	全館予約済団体のみ 利用可(個人利用不可)	9:30～20:00	8月8日～8月31日
琵琶湖モーターボート競走場	大津市茶が崎1-1	077-522-1122	外向発売所(レイクルびわこ)	8:00～20:00	8月8日～8月31日

※注1 イベント開催がない場合は20時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※注2 イベント開催がある場合は21時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 営業時間の短縮の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

滋賀県における 緊急事態措置

区域：県内全域

期間：8月27日～9月12日

あなたと大切な人の命を
守るために！

～ゼロ密を目指そう！～

1. 不要不急の外出自粛の徹底
2. 催物（イベント等）の開催制限
3. 施設への休業要請等
 - 3-1 飲食店等に対する休業等
 - 3-2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等
 - 3-3 営業時間短縮要請等の問い合わせ先
4. 事業者の皆さまへのお願い
5. 公共交通機関への協力依頼
6. 大学等へのお願い
7. 県立中学校、高等学校、特別支援学校の対応
8. 県立施設の対応等

1 不要不急の外出自粛の徹底

(特措法第45条第1項、第24条第9項に基づく要請)

県民の皆さまへのお願い！

• 外出は控えて（特に20時以降は徹底）

※ 通院、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

- 外出する場合は機会の半減を
- 極力家族やいつも一緒にいる仲間と少人数で
- 買い物の回数や人数を最低限に
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業等の要請に応じていない飲食店等の利用は控えて
- 路上、公園等における集団での飲酒は控えて
- 都道府県間の移動の自粛

県外の皆さまへのお願い！

• 滋賀県への不要不急の来県は控えて（特措法第24条第9項）

基本的な感染対策を徹底（特措法第24条第9項）

- 手洗い、マスクの着用
- 家庭・職場での感染対策を徹底
- 少しでも症状がある場合、早めに受診を

2 催物（イベント等）の開催制限

（特措法第24条第9項に基づく要請）

○開催する場合は、下記の目安で実施してください

期 間：8月27日(金)0時～9月12日(日)24時

※ 8月28日までにチケットの販売が開始されたものには下記の目安を適用しない。ただし、8月29日から、下記の目安を満たさないチケットの新規販売の停止をお願いします。

収 容 率

50%以下

かつ

人数上限

5,000人

開催時間

21時まで

○大規模イベントにおける感染防止策の事前相談について

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

○ 電話番号:077-528-1344

○ 開設時間:9:00～17:00(平日のみ)

3-1 飲食店等に対する休業等

(特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

- 飲食店等を営む皆さまに対し、以下の内容により要請します。

【要請内容】

(第45条第2項、第24条第9項)

- ① 対象期間 令和3年8月27日 0時～令和3年9月12日 24時
- ② 対象施設・要請内容 以下のとおり

施設の種類		要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む。)、 喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。)	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)またはカラオケ設備提供をする場合	休業
	【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ等※1で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備を提供しない場合	営業時間短縮 (5時から20時まで)
	【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む。)		
	【結婚式場】		

※ 結婚式場は、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、なるべく(50人または収容定員の50%のいずれか小さいほう)での開催をお願いします。

- ③ 営業に際しての要請内容

要請内容

(特措法第45条第2項に基づく要請)

- 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 入場者の整理および誘導
- 発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 施設の消毒、換気
- マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知
- アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 「もしサポ滋賀」の登録およびQRコードの読み取りの呼びかけ
- 感染予防対策実施宣言書の掲示
- 業種別ガイドラインの遵守 (最新の業種別ガイドラインの確認を)

※ インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いします。

3-2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

① 営業時間短縮等

- 以下の施設の皆さまに対し、以下の内容により要請等を行います。

【要請内容】

1. 対象期間 令和3年8月27日 0時 ~ 令和3年9月12日 24時
2. 対象施設・要請内容 以下のとおり

(1) 商業施設等

施設の種類	内訳	内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設(第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く)	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮 20時まで 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 営業時間短縮 20時まで
遊技施設(第9号)(※2)	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。 酒類提供等の自粛(※1)
遊興施設(第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など		
サービス業を営む施設(第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など		

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備使用自粛

※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、第45条第2項に基づく要請の対象となる。

(2) イベント関連施設

施設の種類	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場、映画館等(第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 21時までの営業時間短縮(イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮) 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 21時までの営業時間短縮
集会・展示施設等(第5号)	集会場、公会堂 など	<ul style="list-style-type: none"> 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> (イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮) 酒類提供等の自粛(※1)
展示施設等(第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など		
ホテル・旅館(第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る。)		
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 20時までの営業時間短縮(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 20時までの営業時間短縮働 (イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 酒類提供等の自粛(※1)
博物館等(第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	※オンライン配信の場合は時間短縮不要	※オンライン配信の場合は時間短縮不要

▶ イベント開催時は、人数上限等の要件の遵守を要請する。

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備使用自粛

(3) その他の施設

施設の種類	内訳	要請内容
学校、社会福祉施設 (第1号～第3号)	幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専修学校等、保育所、介護老人保健施設	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等(要請内容の詳細は、下記6のとおり) 感染防止対策の徹底
集会施設等(第5号)	葬祭場	(法に基づかない協力の呼びかけ) 酒類提供の自粛(酒類の店内持込含む。)
博物館等(第10号)	図書館	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策の徹底 (法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 適切な入場整理
遊興施設(第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶など(※1)	(法に基づかない協力の呼びかけ)
サービス業を営む施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	<ul style="list-style-type: none"> 適切な入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛
学習支援施設 (第13号)	自動車教習所、学習塾など	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> オンラインの活用等

※1 インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いします。

② 入場者の整理等

(特措法第45条第2項)

- 商業施設(第7号)(1,000㎡超)の管理者等は、「人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等」(以下「人数制限を含む入場者の整理等」という。)を行うこと。

(特措法第24条第9項)

- 百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- 商業施設(第7号)以外の施設(1,000㎡超)の管理者等(上記①(1)(2)に限る)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。
- 感染防止のための「人数制限を含む入場者の整理等の実施」の状況をホームページ等で広く周知すること。
- 発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止

(法に基づかない協力の呼びかけ)

- 商業施設(第7号)(1,000㎡以下)の管理者等は、「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- 商業施設(第7号)以外の施設(1,000㎡以下)の施設管理者等(上記①(1)(2)に限る)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。

③ 業種別ガイドライン

(特措法第24条第9項)

- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
(最新の業種別ガイドラインの確認を)

3-3 営業時間短縮要請等の問い合わせ先

「滋賀県営業時間短縮要請コールセンター」

- 開設時間:平日 9時~17時
- 電話番号:077-528-1341

4 事業者の皆さまへのお願い

(特措法24条第9項に基づく要請)

テレワーク・時差出勤等の徹底

- 「出勤者数の7割削減」を目指す
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤により人との接触機会を低減する取組を推進
- 職場に出勤する場合でも、会議はオンライン会議を推進

5 公共交通機関への協力依頼

(基本的対処方針に基づく協力の呼びかけ)

- JR、私鉄、バス等の交通事業者に対して、主要駅等における検温の実施等の協力を依頼

6 大学等へのお願い

(特措法24条第9項に基づく要請)

大学等に対しては、以下の対応を要請します。

1. 授業の実施方法

- 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため、オンラインの積極的な活用、またはクラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避

2. 感染防止策の徹底

- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底
- 発熱等の症状がある場合は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底

3. 感染リスクの高い活動の自粛

- 学生に対し、以下の行動の自粛徹底を呼びかけ
 - ・ クラスター発生のリスクがある部活動(特に、合宿や他校との練習試合)および課外活動
 - ・ 多人数が接触する活動および前後の会食
 - ・ 旅行・帰省や、友人宅での飲み会

7 県立中学校、高等学校、特別支援学校の対応

県立学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」※における地域の感染レベルをレベル2からレベル3に引き上げ、以下の対応を行う。

※文部科学省の衛生管理マニュアルを踏まえ、県教育委員会が定めた学校の行動基準

県立学校等の感染対策のポイント

- 修学旅行は発令期間中に出発する旅行は延期
- 部活動は実施しない
 - ・ただし、全国・近畿大会等の公式大会への参加は可能とし、同大会に向けた練習については感染症対策を徹底して実施可能とする
- 学園祭・体育祭は準備行為を含め、延期または中止
- 登校等は各学校の実態を踏まえ、公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校ができるよう授業時間帯の変更や短縮授業の実施も可能とする
- びわ湖フローティングスクールは延期

※ 市町教育委員会に対して、上記内容を参考送付

8 県立施設の対応等

	内容	時期
●	県立施設については、休館または開館時間を短縮(詳細は別紙1)	(8/8~9/12)
●	湖岸緑地等の駐車場の閉鎖	(8/7~9/12)
●	「今こそ滋賀を旅しよう！」	<ul style="list-style-type: none"> 新規販売を一時停止(8/5~) 緊急事態宣言中の新規予約は停止
●	スポーツサイクルレンタル助成事業	新規受付を一時停止(8/5~)
●	GoToEat ※事業者には、早期の認証取得を要請	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き新規発行の一時停止 購入済の食事券等の利用もお控えください。

主な県立施設の状況

【令和3年8月26日更新】

別紙1

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	状況	期間	備考
県民交流センター	大津市におの浜1-1-20	077-527-3315	全館	9:00~21:00※注1 収容率50%以内	8月27日~9月12日	収容率の変更
びわ湖ホール	大津市打出浜15-1	077-523-7133	全館	9:00~21:00※注2 収容率50%以内	8月27日~9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
文化産業交流会館	米原市下多良2丁目137	0749-52-5111	イベントホール、小劇場、練習室、会議室	9:00~21:00※注2 収容率50%以内	8月27日~9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
希望が丘文化公園	蒲生郡竜王町薬師1178	077-586-2111	芝生ランド等の広場および駐車場以外の施設	利用休止	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限
美術館	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-543-2111	全館	展示入替のため 休館中	8月23日~9月17日	
安土城考古博物館	近江八幡市安土町下豊浦6678	0748-46-2424	全館	入館者 1部屋50人以内	8月27日~9月12日	入館者数の制限
長浜バイオ大学ドーム(長浜ドーム)	長浜市田村町1320	0749-64-0808	全館	休館	8月27日~9月12日	
ウカルちゃんアリーナ(県立体育館)	大津市におの浜4-2-12	077-524-0221	全館	休館	8月27日~9月12日	
栗東体育館	栗東市上鈎514	077-551-1030	全館	休館	8月27日~9月12日	
武道館	大津市におの浜4-2-15	077-521-8311	全館	休館	8月27日~9月12日	
スポーツ会館	大津市御陵町4-1	077-522-0301	全館	休館	8月27日~9月12日	
アイスアリーナ	大津市瀬田大江町17-3	077-547-5566	全館	休館	8月27日~9月12日	
オセアンBCスタジアム彦根(彦根総合運動場野球場)	彦根市松原町3028	0749-23-4911	全館	休館	8月27日~9月12日	
関西みらいローイングセンター(琵琶湖漕艇場)	大津市玉野浦6-1	077-545-2165	全館	休館	8月27日~9月12日	
ライフル射撃場	大津市大石東町鉦峠	077-546-0983	全館	休館	8月27日~9月12日	
OSPホッケースタジアム(伊吹運動場)	米原市春照105	0749-58-0105	全館	休館	8月27日~9月12日	
柳が崎ヨットハーバー	大津市柳が崎1-2	077-527-1141	全館	休館	8月27日~9月12日	
琵琶湖博物館	草津市下物町1091	077-568-4811	全館	休館	8月27日~9月12日	
矢橋帰帆島公園	草津市矢橋町字帰帆2108	077-567-1969	駐車場、バーベキュー・キャンプ、屋外スポーツ施設	閉鎖、利用休止	8月7日~9月12日	
苗鹿公園	大津市苗鹿三丁目1番1号	077-579-4816	駐車場、テニスコート	閉鎖、利用休止	8月27日~9月12日	
淡海環境プラザ	草津市矢橋町字帰帆2108	077-569-5306	全館	休館	8月27日~9月12日	
近江富士花緑公園	野洲市三上519	077-586-1930	宿泊施設、バーベキュー場	利用休止	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限
平和祈念館	東近江市下中野町431	0749-46-0300	全館	休館	8月27日~9月12日	
障害者福祉センター	草津市笠山8丁目5-130	077-564-7327	(1)スポーツ施設 (2)会議室	(1)利用休止 (2)9:30~17:00 (会議利用のみ)	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限 開館時間の短縮
視覚障害者センター	彦根市松原1丁目12-17	0749-22-7901	点字図書館	来館利用の制限 (電話・メール対応のみ)	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	状況	期間	備考
びわ湖こどもの国	高島市安曇川町北船木2981	0740-34-1392	虹の家(宿泊利用)キャンプ場	利用休止	8月28日～9月12日	駐車場、芝生広場、虹の家(宿泊除く)は利用可能
動物保護管理センター	湖南市岩根136-98	0748-75-1911	啓発施設	利用休止	8月27日～9月12日	譲渡前講習会は事前予約制に制限
男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4	0748-37-3751	全館	9:00～20:00 収容率50%以内	8月8日～9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	0748-83-0909	陶芸館	入館者50人以内	8月27日～9月5日	陶芸館の展示は9/5まで
畜産技術振興センター	蒲生郡日野町山本695	0748-52-1221	ふれあい広場	閉鎖、利用休止	8月27日～9月12日	
醒井養鱒場	米原市上丹生	0749-54-0301	全域	休場	8月27日～9月12日	
琵琶湖岸の県営都市公園(湖岸緑地)・自然公園園地		077-528-4281 077-528-3481	駐車場、バーベキュー・キャンプ	閉鎖、利用休止	8月7日～9月12日	
奥びわスポーツの森	長浜市早崎町1667	0749-72-2548	多目的運動広場 テニスコート グラウンドゴルフ場 会議室	利用休止	8月27日～9月12日	一部施設の利用制限
びわこ文化公園	大津市瀬田南大萱1740-1	077-543-5831	集会室 茶室夕照庵	利用休止	8月27日～9月12日	一部施設の利用制限
長浜バイオ大学ドーム宿泊研修館(長浜ドーム宿泊研修館)	長浜市田村町1411-1	0749-64-2880	全館	原則開館 ただし、個人利用は一部制限あり	当面の間	
図書館	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-548-9691	全館	通常どおり (混雑状況により、入館制限をする可能性あり)	8月27日～9月12日	・短時間(30分以内)利用の呼びかけ ・座席の削減
琵琶湖モーターボート競走場	大津市茶が崎1-1	077-522-1122	外向発売所(レイクルびわこ)	8:00～20:00	8月8日～9月12日	開館時間の短縮

※注1 イベント開催がない場合は19時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※注2 イベント開催がない場合は20時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 休館や営業時間の短縮等の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

滋賀県における緊急事態措置 による事業者支援について

9. 飲食店等に対する協力金

10. 飲食店等以外に対する協力金

11. 酒類販売事業者に対する支援金

12. 事業継続支援金

13. 中小企業者の資金繰りに対する支援

9 - 1 飲食店等に対する協力金

●まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

対象区域	重点措置を講じる区域 (県内13市)	その他の区域 (県内6町)
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ 3万円/日～10万円/日	1店舗あたり売上高に応じ 2.5万円/日～7.5万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円※) ※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額	

※中小企業等については、早期給付を実施（8月16日～27日）
重点措置を講じる区域：36万円、その他の区域：30万円

9 - 2 飲食店等に対する協力金

● 緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

対象区域	<u>緊急事態措置を講じる区域</u> <u>（県内全域）</u>
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ <u>4</u> 万円/日～10万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 （中小企業も選択可。上限20万円※） ※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額
<u>カラオケ店</u>	<u>食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店</u> <u>（売上高等に関わらず一律2万円）</u>

10-1 飲食店等以外に対する協力金

● まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

■ 対象地域 重点措置を講じる区域（県内13市）

■ 支給額

商業施設等、
イベント関連施設
(1,000㎡超の施設)

商業施設等、イベント関連施設
のテナント、出店者

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

(10以上のテナントを所有している施設について
は、1店舗あたり2千円/日を追加支給)

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

10-2 飲食店等以外に対する協力金

● 緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

■ 対象地域 緊急事態措置を講じる区域（県内全域）

■ 支給額

商業施設等、
イベント関連施設
(1,000㎡超の施設)

商業施設等、イベント関連施設
のテナント、出店者

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

(10以上のテナントを所有している施設について
は、1店舗あたり2千円/日を追加支給)

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

11 酒類販売事業者に対する支援金

対象月	8月および9月
対象者	酒類販売事業者
要件	<ul style="list-style-type: none">・ 県内に本社または本店があること。・ 国の月次支援金の給付決定を受けていること。・ まん延防止等重点措置の適用および緊急事態宣言による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請・休業要請に応じた飲食店との取引があること。・ 月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少していること。
支給金額	<p>以下の①または②のいずれか小さい金額</p> <p>①ア 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>50%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限20万円/月</u>、個人事業主：<u>上限10万円/月</u></p> <p>イ 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>70%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限40万円/月</u>、個人事業主：<u>上限20万円/月</u></p> <p>ウ 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>90%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限60万円/月</u>、個人事業主：<u>上限30万円/月</u></p> <p>②売上減少額から月次支援金の給付額を控除した額</p>

※事業継続支援金（第1期・⁹¹第2期・第3期）との併給可

12-1 事業継続支援金（第2期）

対象月	7 - 8月	
対象者	<p>ア:国の「月次支援金」を2021年の7月～8月のいずれかの月で受給した県内中小企業等</p> <p>イ:新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の7月～8月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは7月と8月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等</p>	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

※協力金、事業継続支援金（第1期・第3期）との併給可
 ※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

12-2 事業継続支援金（第3期）

対象月	9 - 10月	
対象者	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の9月～10月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは9月と10月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

- ※協力金、事業継続支援金（第1期・第2期）との併給可
- ※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

13 中小企業者の資金繰りに対する支援

資金名	短期事業資金（コロナ枠）
資金用途	・商品の仕入れ、代金決済、従業員等の給与等に要する運転資金 ・ <u>国や県等が交付する補助金等が交付されるまでのつなぎ資金</u>
融資対象者	中小企業者（原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円である者に限る。）、事業協同組合、企業組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合
融資限度額	<u>1,000万円</u> （従来：1,500万円）
融資利率	年2.2% <u>以内</u> （従来：年2.2%）
融資期間	1年以内
信用保証	<u>必ず保証付き</u> （従来：必要に応じて保証） 保証料率年0% <u>（全額、県が補助）</u> （従来：保証料率年0.45%～1.9%）
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる

※従来の「短期事業資金（通常枠）」に、コロナ枠を追加

14 月次支援金（国）

要件		<ul style="list-style-type: none">・対象月の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること・2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で50%以上減少
給付額		2019年または2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上
給付額 上限	中小法人等	上限20万円／月
	個人事業者等	上限10万円／月

※協力金との併給不可

※事業継続支援金（第1期・第2期・第3期）との併給可

※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、県の
自粛要請にご協力いただいた事業者の皆様へ

滋賀県
からの
お知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止 臨時支援金について

休業や営業時間短縮の要請を受け、全面的に協力いただいた事業者の皆様方を支援します。

申請受付開始日：**5月7日(木)**を予定

1. 制度の概要

県の緊急事態措置により、事業者の皆様には施設の使用制限や施設の営業時間の短縮（以下「休業等」といいます。）へご協力をお願いいたしました。

この要請に応じて、休業等に全面的にご協力いただいた県内中小企業および個人事業主等の皆様に対して、支援金を支給いたします。

2. 支援金の対象者と対象額

原則として4月 25 日～5月6日までの全期間、休業等に全面的にご協力いただいた中小企業および個人事業主等（4月 25 日より前から休業等をされていた方を含みます。）

中小企業 :一律 20 万円
個人事業主:一律 10 万円

※このほか、独自に上乗せを予定している
市町があります（詳細は後日掲載します）

3. 申請手続きや申請書類等

申請受付方法は、**県ホームページ（電子申請）**または**郵送のみ**を予定しています。

申請書類は、支援金申請書、誓約書、口座振込依頼書、本人（本社）確認書類のほか、**自粛要請日（4月23日）以前から営業活動を行っていることがわかる書類（※1）**や**休業等の状況がわかる書類（※2）**が必要です。

※1 直近の**確定申告書**や**営業許可書類（飲食店営業許可、酒類販売業免許等）**の写し

※2 **休業を告知するホームページ、店頭ポスター、チラシ、ダイレクトメール等の写真や写し**
休業する事業所等の名称や状況（休業期間、営業時間変更）がわかるよう工夫をお願いします。

これらの詳細は、県議会での議決をいただいた後、県 HP に募集要領等を掲載いたします。

臨時支援金サイト： 「滋賀県 臨時支援金」で検索！

緊急事態措置コールセンター： 077-528-1344

滋賀県 臨時支援金

検索

滋賀県酒類販売事業者支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置により、酒類の提供停止を伴う休業要請または営業時間短縮要請に応じた飲食店と取引のある酒類販売事業者の方に対して、国の月次支援金に上乗せして「滋賀県酒類販売事業者支援金」（以下「県支援金」という。）を支給します。

・「事業継続支援金」との併給 → ○ 可
・「協力金」との併給 → × 不可

1 対象者

- ① 国の月次支援金の給付を受けていること。
※まず、国の月次支援金の申請手続きをしてください。
- ② 滋賀県内に本社・住所等がある中小法人等および個人事業者等であること。
※確定申告書の提出先（納税地）が滋賀県であること。
※国の月次支援金と同じく、事業者単位の申請。
※中小法人等：資本金等10億円未満。または資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人。
- ③ 酒類製造または酒類販売業の免許を有していること。
※申請日時点で同免許に係る事業を行っており、事業の継続等に向けた取組を行っていること。廃業予定の場合は対象外。
- ④ 緊急事態措置・まん延防止等重点措置による酒類の提供停止を伴う休業要請または営業時間短縮要請に応じた飲食店と直接または間接の取引を反復継続して行っていること。

2 支給対象月

令和3年8月および9月（月単位）

3 支給額

支給対象月ごとに、月間売上額が令和元年または令和2年の同月比で50%以上減少している場合に、**「月間売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した金額」**を月単位で支給します。ただし、**次の金額が上限**となります。

区分	支援金の上限（月額）	
	中小法人等	個人事業者等
①月間売上額が、前年（前々年）同月比で 50%以上(70%未満) 減少	20万円 ／月	10万円 ／月
②月間売上額が、前年（前々年）同月比で 70%以上(90%未満) 減少	40万円 ／月	20万円 ／月
③月間売上額が、前年（前々年）同月比で 90%以上減少	60万円 ／月	30万円 ／月

4 申請期間

支給対象月	申請期間
令和3年8月分	令和3年10月 1日(金)～ 11月30日(火)
令和3年9月分	令和3年10月15日(金)～ 12月31日(金)

5 申請方法

- ・原則は、**オンライン申請** です。
- ・オンライン申請ができない方のみ郵送による申請ができます。

QRコード



1 オンライン申請

申請用ホームページ

滋賀県酒類販売事業者支援金

検索

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/shien/syoukouroudou/320444.html>

2 郵送による申請（オンライン申請ができない場合のみ）

郵送物の追跡が可能な「**レターパックライト**」または「**レターパックプラス**」により、下記あて郵送してください。

〒525-0025 滋賀県草津市西渋川 1-1-3 リバティールハウス草津 3 階
滋賀県酒類販売事業者支援金事務局

※8月分は令和3年11月30日（火）、9月分は令和3年12月31日（金）の消印有効。

※申請書は、滋賀県ホームページからダウンロード。なお、各商工会議所、各商工会、各小売酒販組合、滋賀県酒造組合、県の各土木事務所、各市町商工担当課にも置いています。

6 申請必要書類

・**⑤、⑧、⑨、⑩、⑪の書類については、国の月次支援金の申請時に提出した書類と同じものを提出してください。**

- ① 滋賀県酒類販売事業者支援金申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 取引先等の情報（様式3）
- ④ 役員名簿（中小法人等）（様式4）
- ⑤ 履歴事項全部証明書の写しまたは本人確認書類の写し
- ⑥ 国の月次支援金の給付決定通知書の写し
※国から月次支援金の給付決定がなされていないなどの理由で申請期間内に提出が難しい場合は、「国の月次支援金のマイページ（登録情報・申請ステータスが全て記載されているもの）」の写しを代替書類として提出。なお、国から月次支援金の給付決定通知書が到着次第、速やかに追加提出が必要。
- ⑦ 酒類製造または酒類販売業の免許の写し等
- ⑧ 振込先の預金通帳の写し（預金通帳のオモテ面と通帳を開いた見開きの1・2ページ）
- ⑨ 売上額を比較する基準月（令和元年・令和2年の8月・9月）を期間に含む事業年度の確定申告書類の写し（2事業年度分）
- ⑩ 支給対象月（令和3年8月・9月）の売上台帳等の写し等
- ⑪ 国の月次支援金の申請において、特例（証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例）の適用を受けている場合は、国に提出した書類の写し

滋賀県酒類販売事業者支援金コールセンター

【開設時間】 午前9時～午後5時(平日のみ) ※9/30以降

【電話番号】 0570-005-530

【メール】 shiga-sakeshien001@bsec.jp

滋賀県観光振興局
担当: 柿町

飲食店以外の施設の皆様

9月30日
(改訂版)

滋賀県営業時間短縮要請に係る協力金の給付について (まん延防止等重点措置)

滋賀県のまん延防止等重点措置に御協力いただいた県内の商業施設やイベント関連施設等の運営事業者および施設内テナント・出店者の皆様に対し、以下の通り協力金を給付します。

1 要請期間

令和3年8月8日(日)0時～8月26日(木)24時

2 協力金の対象店舗・給付額等(詳細は裏面) **【県内13市】**

建築物の床面積の合計が**1,000㎡超の商業施設やイベント関連施設等**のうち

(1) 運営事業者の皆様

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 × 日数
(定休日を除く)

(2) 施設内のテナント・出店者の皆様

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 × 日数
(定休日を除く)

(一日当たりの給付単価の計算例)

・ 運営事業者

時短営業をした面積(※テナント・出店者の面積等を除く)が1,780㎡の施設が、本来営業時間は10:00～23:00のところを短縮し、10:00～20:00とする場合

$200,000 \times 3 / 13 = 46,153$ (円) / 日

・ テナント・出店者

時短営業をした面積が198㎡の施設が、本来営業時間は10:00～21:00であったところ、入居する商業施設の時短を受け、10:00～20:00と短縮する場合

$20,000 \times 1 / 11 = 1,818$ (円) / 日

3 申請期間や申請手続等

【申請受付期間】

令和3年9月1日(水)から9月30日(木)(当日消印有効)まで

【申請方法】

オンライン申請または郵送

(※詳細については、県ホームページをご確認ください。)



県ホームページ
QRコードはこちら

4 お問い合わせ先

- 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323

(開設時間：平日9:00～17:00)

- まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

077-528-1344

(開設時間：平日9:00～17:00)

滋賀県

まん延防止等重点措置を講じる地域

対象地域	まん延防止等重点措置を講じる地域			
	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市			
対象施設	要請前において夜20時から（※4の施設は夜21時から）翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた、建築物の床面積の合計が 1,000㎡超の商業施設やイベント関連施設			
	まん延防止等重点措置要請対象施設一覧		協力金給付対象施設一覧	
			運営事業者	テナント・出店者
	《商業施設等》			
	遊技施設	（マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等）	○	○
	遊興施設※1	（個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等）	○	○
	サービス業を営む施設	（スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業）	○	○
	商業施設※2	（大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店等）	○	○
	《イベント関連施設》※3			
	劇場、映画館等※4	（劇場、観覧場、映画館、演芸場等）	○	○
	集会施設等※4	（集会場、公会堂等）	○	○
	展示施設等※4	（展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等）	○	○
ホテル・旅館※4	（集会の用に供する部分に限る）	○	○	
運動施設、遊技施設※5	（体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等）	○	○	
博物館等※5	（博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等）	○	○	
給付要件		<ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※4の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること （8/20から）入場制限を含む入場者の整理等の実施（商業施設のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※4の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること 	

※1 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措法31条の6第1項に基づく飲食店等に対する要請の対象となります。

※2 生活必需品の売場及び生活必需サービスの提供を行う店舗を除きます。

※3 イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請します。

※4 他の施設と異なり、**21時までの営業時間短縮**を要請します。

※5 **イベント開催の場合は、21時までの営業時間短縮**を要請します。

（お願い）営業時間短縮実施の掲示

- 営業時間短縮を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮実施チラシもしくは休業実施チラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。

滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第2期）の給付について

緊急事態措置に御協力いただいた県内飲食店等の皆様に対し、以下のとおり協力金を給付します。

1 要請期間

令和3年8月27日（金）0時～9月12日（日）24時

2 協力金の対象店舗・給付額等（詳細は裏面） **【県内全域】**

(1) 中小企業（小規模事業者、個人事業主を含む）の皆様

(売上高に応じ) **4万円～10万円** / 日 × **日数** (定休日を除く)

(2) 大企業の皆様

1日当たりの売上高の減少額 × 0.4 × 日数 (定休日を除く)

(※ 中小企業も選択可。上限20万円/日)

(3) 食品衛生法上の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店の皆様

(一律) **2万円** × **日数** (定休日を除く)

3 申請期間や申請手続等

【申請受付期間】

令和3年9月13日(月)から10月12日(火) (当日消印有効)まで

【申請方法】

オンライン申請または郵送

(※詳細については、県のホームページをご確認ください。)



県ホームページ
QRコードはこちら

4 お問い合わせ先

○ 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323

(開設時間：平日9:00～17:00)

○ まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

077-528-1344

(開設時間：平日9:00～17:00)

緊急事態措置を講じる地域

対象地域	県内全域	
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 要請前において酒類の提供またはカラオケ設備提供を行っていた飲食店等 要請前において夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた飲食店等 	
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> 原則要請の全期間において、休業または朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）およびカラオケ設備提供を停止すること 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入していただいていること 	
協力金算定方法	<p>《1日当たりの給付単価算定方法》</p> <p>A 売上高方式</p> <p>B 売上高減少額方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の皆様は、A・Bいずれかの方法を選択 大企業の皆様は、Bによる算定 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店の皆様は、一律2万円/日 	
	<p>A 売上高方式</p> <p>「前年度または前々年度の売上高/日」が、</p> <p>①10万円以下のとき →協力金：4万円/日（下限）</p> <p>②10万円超～25万円の時 →協力金：4万円～10万円/日（千円未満を切り上げ） （1日の売上高の4割）</p> <p>③25万円を超えるとき →協力金：10万円/日（上限）</p>	<p>B 売上高減少額方式</p> <p>【計算式】</p> <p>1日当たりの協力金額 = 前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4</p> <p>【上限額（1日当たり）】</p> <p>20万円</p>

（お願い） 営業時間短縮等実施の掲示

- 営業時間短縮等を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮等を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。

滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第2期）の給付について

緊急事態措置に御協力いただいた県内の商業施設やイベント関連施設等の運営事業者および施設内テナント・出店者の皆様に対し、以下のとおり協力金を給付します。

1 要請期間

令和3年8月27日（金）0時～9月12日（日）24時

2 協力金の対象店舗・給付額等（詳細は裏面）【県内全域】

建築物の床面積の合計が**1,000㎡超の商業施設やイベント関連施設等**のうち

(1) 運営事業者の皆様

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 × $\frac{\text{日数}}{\text{(定休日を除く)}}$

(2) 施設内のテナント・出店者の皆様

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間 × $\frac{\text{日数}}{\text{(定休日を除く)}}$

(一日当たりの給付単価の計算例)

・ 運営事業者

時短営業をした面積（※テナント・出店者の面積等を除く）が1,780㎡の施設が、本来営業時間は10:00～23:00のところを短縮し、10:00～20:00とする場合

$200,000 \times 3 / 13 = 46,153$ (円) /日

・ テナント・出店者

時短営業をした面積が198㎡の施設が、本来営業時間は10:00～21:00であったところ、入居する商業施設の時短を受け、10:00～20:00と短縮する場合

$20,000 \times 1 / 11 = 1,818$ (円) /日

3 申請期間や申請手続等

【申請受付期間】

令和3年9月13日(月)から10月12日(火)（当日消印有効）まで

【申請方法】

オンライン申請または郵送

(※詳細については、県のホームページをご確認ください。)



県ホームページ
QRコードはこちら

4 お問い合わせ先

○ 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323

(開設時間：平日9:00～17:00)

○ まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

077-528-1344

(開設時間：平日9:00～17:00)

緊急事態措置を講じる地域

対象地域	県内全域			
	要請前において夜20時から（※4の施設は夜21時から）翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の商業施設等やイベント関連施設			
対象施設	緊急事態措置要請対象施設一覧		協力金給付対象施設一覧	
			運営事業者	テナント・出店者
	《商業施設等》			
	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など（生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。）	○	○
	遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなど	○	○
	遊興施設※1	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場など	○	○
	サービス業を営む施設	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など	○	○
	《イベント関連施設》※2			
	劇場、映画館等※3	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	○	○
	集会施設等※3	集会場、公会堂など	○	○
	展示施設等※3	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど	○	○
	ホテル・旅館※3	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る。）	○	○
	運動施設、遊技施設※4	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオなど	○	○
	博物館等※4	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	○	○

給付要件

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※3の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること 上記に加え、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持ち込み含む。）およびカラオケ設備使用自粛等 | <ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※3の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること 上記に加え、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持ち込み含む。）およびカラオケ設備使用自粛等 |
|---|---|

※1 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措法第45条第2項に基づく飲食店等に対する要請の対象となります。

※2 イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請します。

※3 他の施設と異なり、**21時までの営業時間短縮**を要請します。

※4 **イベント開催の場合は、21時までの営業時間短縮**を要請します。

（お願い）営業時間短縮実施の掲示

- 営業時間短縮を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮もしくは休業を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。

滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期）の給付について

緊急事態措置に御協力いただいた県内飲食店等の皆様に対し、以下のとおり協力金を給付します。

1 要請期間

令和3年9月13日（月）0時～9月30日（木）24時

2 協力金の対象店舗・給付額等（詳細は裏面） **【県内全域】**

(1) 中小企業（小規模事業者、個人事業主を含む）の皆様

(売上高に応じ) **4万円～10万円** / 日 × **日数** (定休日を除く)

(2) 大企業の皆様

1日当たりの売上高の減少額 × 0.4 × 日数 (定休日を除く)

(※ 中小企業も選択可。上限20万円/日)

(3) 食品衛生法上の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店の皆様

(一律) **2万円** × **日数** (定休日を除く)

3 申請期間や申請手続等

【申請受付期間】

令和3年10月1日(金)から10月31日(日) (令和3年11月1日消印有効)まで

【申請方法】

オンライン申請または郵送

(※詳細については、県のホームページをご確認ください。)

県ホームページ
QRコードはこちら



4 お問い合わせ先（平日9時～17時まで）

○ 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323

(開設時間：平日9:00～17:00)

○ まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター **077-528-1344**

(開設時間：平日9:00～17:00)

緊急事態措置を講じる地域

対象地域	県内全域	
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 要請前において酒類の提供またはカラオケ設備提供を行っていた飲食店等 要請前において夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた飲食店等 	
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> 原則要請の全期間において、休業または朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）およびカラオケ設備提供を停止すること 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入していただいていること 	
協力金算定方法	《1日当たりの給付単価算定方法》 A 売上高方式 B 売上高減少額方式 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の皆様は、A・Bいずれかの方法を選択 大企業の皆様は、Bによる算定 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店の皆様は、一律2万円/日 	
	A 売上高方式 「前年度または前々年度の売上高/日」が、 ①10万円以下のとき →協力金：4万円/日（下限） ②10万円超～25万円の時 →協力金：4万円～10万円/日（千円未満を切り上げ） （1日の売上高の4割） ③25万円を超えるとき →協力金：10万円/日（上限）	B 売上高減少額方式 【計算式】 1日当たりの協力金額＝前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額（1日当たり）】 20万円

（お願い） 営業時間短縮等実施の掲示

- 営業時間短縮等を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮等を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。

滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期）の給付について

緊急事態措置に御協力いただいた県内の商業施設やイベント関連施設等の運営事業者および施設内テナント・出店者の皆様に対し、以下のとおり協力金を給付します。

1 要請期間

令和3年9月13日（月）0時～9月30日（木）24時

2 協力金の対象店舗・給付額等（詳細は裏面）【県内全域】

建築物の床面積の合計が**1,000㎡超の商業施設やイベント関連施設等**のうち

(1) 運営事業者の皆様

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日 × **短縮した時間/本来の営業時間** × **日数**
(定休日を除く)

(2) 施設内のテナント・出店者の皆様

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日 × **短縮した時間/本来の営業時間** × **日数**
(定休日を除く)

(一日当たりの給付単価の計算例)

・ 運営事業者

時短営業をした面積（※テナント・出店者の面積等を除く）が1,780㎡の施設が、本来営業時間は10:00～23:00のところを短縮し、10:00～20:00とする場合

$200,000 \times 3 / 13 = 46,153$ (円) /日

・ テナント・出店者

時短営業をした面積が198㎡の施設が、本来営業時間は10:00～21:00であったところ、入居する商業施設の時短を受け、10:00～20:00と短縮する場合

$20,000 \times 1 / 11 = 1,818$ (円) /日

3 申請期間や申請手続等

【申請受付期間】

令和3年10月1日(金)から10月31日(日)（令和3年11月1日消印有効）まで

【申請方法】

オンライン申請または郵送

(※詳細については、県ホームページをご確認ください。)



県ホームページ
QRコードはこちら

4 お問い合わせ先

○ 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323

(開設時間：平日9:00～17:00)

○ まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

077-528-1344

(開設時間：平日9:00～17:00)

緊急事態措置を講じる地域

対象地域	県内全域			
	要請前において夜20時から（※4の施設は夜21時から）翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の商業施設等やイベント関連施設			
対象施設	緊急事態措置要請対象施設一覧		協力金給付対象施設一覧	
			運営事業者	テナント・出店者
	《商業施設等》			
	商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など（生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。）	○	○
	遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなど	○	○
	遊興施設※1	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場など	○	○
	サービス業を営む施設	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など	○	○
	《イベント関連施設》※2			
	劇場、映画館等※3	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	○	○
	集会施設等※3	集会場、公会堂など	○	○
	展示施設等※3	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど	○	○
	ホテル・旅館※3	ホテルまたは旅館（集会の用に供する部分に限る。）	○	○
	運動施設、遊技施設※4	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオなど	○	○
	博物館等※4	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園など	○	○

給付要件

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※3の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること 上記に加え、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持ち込み含む。）およびカラオケ設備使用自粛等 | <ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※3の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること 上記に加え、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持ち込み含む。）およびカラオケ設備使用自粛等 |
|---|---|

※1 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措法第45条第2項に基づく飲食店等に対する要請の対象となります。

※2 イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請します。

※3 他の施設と異なり、**21時までの営業時間短縮**を要請します。

※4 **イベント開催の場合は、21時までの営業時間短縮**を要請します。

（お願い）営業時間短縮実施の掲示

- 営業時間短縮を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮もしくは休業を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。

滋賀県営業時間短縮要請に係る協力金の給付について (まん延防止等重点措置)

滋賀県のまん延防止等重点措置または営業時間短縮要請に御協力いただいた県内飲食店等の皆様に対し、以下の通り協力金を給付します。協力金は、店舗所在地により、二通りです。

1 要請期間

令和3年8月8日(日)0時～8月26日(木)24時

2 協力金の対象店舗・給付額等(詳細は裏面)

(1) 【県内13市】 まん延防止等重点措置を講じる地域の飲食店等の皆様

中小企業(小規模事業者、個人事業主を含む)の皆様

(売上高に応じ) **3万円～10万円/日 × 日数(定休日を除く)**

※大企業は1日当たりの売上高の減少額×0.4(中小企業も選択可。上限20万円/日)

(2) 【県内6町】 滋賀県独自の時短要請を行う地域の飲食店等の皆様

中小企業(小規模事業者、個人事業主を含む)の皆様

(売上高に応じ) **2.5万円～7.5万円/日 × 日数(定休日を除く)**

※大企業は1日当たりの売上高の減少額×0.4(中小企業も選択可。上限20万円/日 他)

3 申請期間や申請手続等

【申請受付期間】

令和3年9月1日(水)から9月30日(木)(当日消印有効)まで

【申請方法】

オンライン申請または郵送

(※詳細については、県ホームページをご確認ください。)



県ホームページ
QRコードはこちら

4 お問い合わせ先

- 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323

(開設時間：平日9:00～17:00)

- まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター

077-528-1344

(開設時間：平日9:00～17:00)

	滋賀県まん延防止等重点措置を講じる地域	滋賀県独自の時短要請を行う地域
対象地域	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市	日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
対象施設	要請前において夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた飲食店等	要請前において夜21時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた飲食店等
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は停止すること ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入していること 	<ul style="list-style-type: none"> 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜21時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供は11時から20時までとすること ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入していること
協力金算定方法	《一日当たりの給付単価算定方法》 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の皆様は、A・Bいずれかの方法 <ul style="list-style-type: none"> A 売上高による算定 B 売上高減少額による算定 大企業の皆様はB 売上高減少額による算定 	《一日当たりの給付単価算定方法》 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の皆様は、A・Bいずれかの方法 <ul style="list-style-type: none"> A 売上高による算定 B 売上高減少額による算定 大企業の皆様はB 売上高減少額による算定
	A 売上高による算定 「前年度または前々年度の売上高/日」が、 <ul style="list-style-type: none"> ①7.5万円以下のとき →協力金：3万円/日（下限） ②7.5万円超～25万円のとき →協力金：3万円～10万円/日（千円未満を切り上げ） （1日の売上高の4割） ③25万円を超えるととき →協力金：10万円/日（上限） 	A 売上高による算定 「前年度または前々年度の売上高/日」が、 <ul style="list-style-type: none"> ①8万3,333円以下のとき →協力金：2.5万円/日（下限） ②8万3,333円超～25万円のとき →協力金：2.5万円～7.5万円/日（千円未満を切り上げ） （1日の売上高の3割） ③25万円を超えるととき →協力金：7.5万円/日（上限）
	B 売上高減少額による算定 【計算式】 1日当たりの協力金額＝前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額（1日当たり）】 20万円	B 売上高減少額による算定 【計算式】 1日当たりの協力金額＝前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額（1日当たり）】 「20万円」または前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額

（お願い） 営業時間短縮実施の掲示

- 営業時間短縮を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮実施チラシもしくは休業実施チラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。

新型コロナウイルス感染拡大防止システム



『もしサポ滋賀』



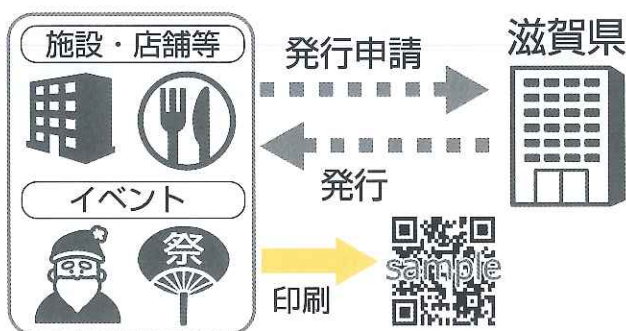
～ 事業者の皆様へのご案内 ～

システムの概要

- 滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、県内の施設等を利用する際、QRコードを活用して利用者自身が施設等の利用歴を登録していただくことで安心して施設等をご利用いただくためのシステムをスタート
- 施設等を利用された方の感染が後日判明し、濃厚接触の疑いがある方には、滋賀県からLINEによりお知らせします。

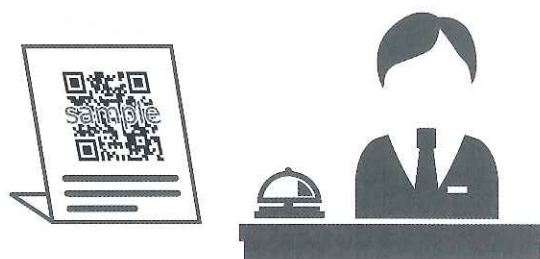
施設等がQRコードを発行申請

WebフォームからQRコードの発行を申請する



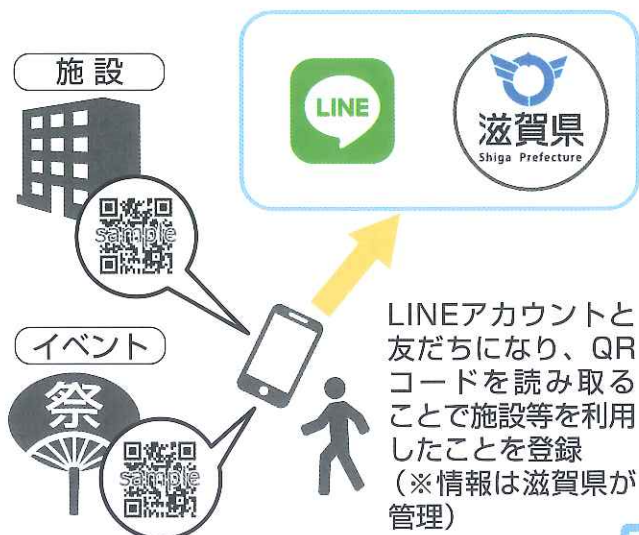
QRコードを施設等で掲示

発行を受けたQRコードを施設やイベントの受付・入口等に掲示して、施設利用者に読み取りを呼びかける



利用者がQRコードを読み取り

利用者は施設等を訪れたときにQRコードを読み取る



滋賀県からお知らせ

同じ施設等の利用者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染のおそれが高いと判断した場合には対象者にLINEメッセージでお知らせする。



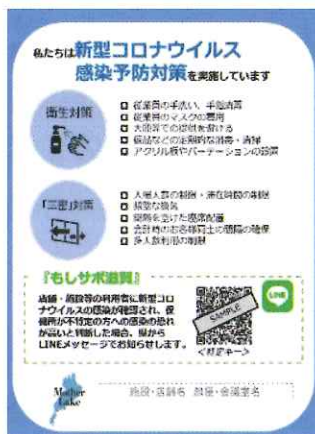
1

「感染予防対策実施宣言書」

宣言書の概要

- 施設等でどのような感染予防対策を実施しているか、一覧で示すことが可能です。
- 宣言書を掲示することで、来訪された方に、感染予防対策に取り組んでいることを分かりやすく示すことができます。

宣言書1



宣言書2



「もしサポ滋賀」QRコード・宣言書の取得方法

以下のURLまたはQRコードから専用サイトにアクセスして事業所等の情報、施設で行っている感染予防対策を登録していただくことで、発行されます。

URL <https://shiga.qr.liny.jp/entry>



【QRコード】

QRコード・宣言書の取得手順

- 手順1 業態・事業所名・事業所住所・連絡先等を入力
- 手順2 施設等で実施している感染予防対策を選択 ※宣言書を取得しない場合は入力不要です。
- 手順3 入力内容を確認し申請（申請ボタンをクリック）
- 手順4 発行されたQRコード・宣言書をダウンロード・印刷し、掲示してください。

「もしサポ滋賀」の詳細はこちら

URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/312530.html>



「宣言書」の詳細はこちら

URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/313723.html>

